

[改訂] 福井市都市計画マスタープラン

(地域別構想)

第1章 地域別構想について

第2章 地域別まちづくり方針

構成

全体構想

序 章	都市計画マスタープランとは	3
第 1 節	都市計画マスタープランの役割と位置づけ	3
第 2 節	都市計画マスタープランの目標年次と対象範囲	5
第 3 節	都市計画マスタープランの構成と内容	5
第 1 章	現況と課題	6
第 1 節	状況の変化と現況	6
	1. 改訂の背景 2. 現状と動向 3. 市民意識調査	
	4. 現行都市計画マスタープラン(平成 12 年 3 月策定)の評価 5. 人口、世帯数の将来推計	
第 2 節	都市づくりの課題と対応	1 8
	1. 都市づくりの課題の見直し 2. 改訂都市計画マスタープランにおける課題と対応	
第 2 章	都市づくりの目標	2 6
第 1 節	都市づくりの理念	2 6
第 2 節	目指すべき都市の将来像	2 7
	1. 将来都市像	

分野別構想

第1章 分野別構想について		2
1. 分野別構想の役割	2. 分野別の方針の策定経緯	
第2章 分野別の方針		3
第1節 土地利用の方針		3
1. 土地利用の基本的な考え方	2. 土地利用の類型化と配置方針	
3. 土地利用の整備・誘導方針		
第2節 交通体系整備の方針		11
1. 交通体系整備の基本的な考え方	2. 公共交通機関の機能強化の方針	
3. 歩行者空間の整備方針	4. 自転車利用空間の整備方針	
5. 道路の配置・整備方針	6. 市街地中心部における円滑な道路交通環境の実現方策	
第3節 都市環境形成の方針		22
1. 環境形成の方針	2. 景観形成の方針	
3. 公園・緑地の整備方針	4. 河川の整備方針	5. 下水道の整備方針
第4節 身近な生活空間づくりの方針		31
1. 防災都市づくり	2. 住み良い環境づくり	3. 福祉、健康のまちづくり
第5節 新たな交流・連携づくりの方針		39
1. にぎわい交流の拠点づくり	2. 市街地と周辺農山漁村地域との交流づくり	
3. 歴史のみえるまちづくり	4. 観光まちづくり	

地域別構想

第1章 地域別構想について			2
1. 地域別構想の役割	2. 地域別まちづくり方針の策定経緯	3. 地域区分の考え方	
第2章 地域別まちづくり方針			4
1. 市街地中心部	2. 市街地東部	3. 市街地北東部	4. 市街地北部
5. 市街地北西部	6. 市街地南西部	7. 市街地南部	8. 南東部
9. 北部	10. 北西部	11. 南西部	12. 西部
			13. 東部

目 次

第1章 地域別構想について	 2
1. 地域別構想の役割	
2. 地域別まちづくり方針の策定経緯	
3. 地域区分の考え方	
 第2章 地域別まちづくり方針	 4
1. 市街地中心部	... 4
2. 市街地東部	... 8
3. 市街地北東部	... 12
4. 市街地北部	... 16
5. 市街地北西部	... 20
6. 市街地南西部	... 24
7. 市街地南部	... 28
8. 南東部	... 32
9. 北部	... 36
10. 北西部	... 40
11. 南西部	... 44
12. 西部	... 48
13. 東部	... 52

第1章 地域別構想について

全体構想の都市づくりの方針を受けて、地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりを進めるため、福井市を13の地域に区分し、地域別のまちづくり方針を定めます。

1. 地域別構想の役割

全体構想及び分野別構想では、市全域を対象として、都市づくりの目標や都市づくりの方針を定めていますが、日常的な生活や都市活動の視点から見ると分かりにくく、身近に感じにくいところがあります。

また、福井市は風光明媚な自然環境を有する山間部や海岸部から、全国でも上位の都市基盤が整備された市街地まで多様な地理的条件、歴史的経緯の異なる地域があり、全体構想ではそうした長をすべて捉えきることは出来ません。

そのため、市民のみなさんが主体的にまちづくり活動を実践するうえでの指針として地区のまちづくりと全体構想を繋ぐ地域レベルのまちづくり方針を定め、市民のみなさんと市が協働のまちづくりを進めるうえで共通の考え方として活用していきます。

2. 地域別まちづくり方針の策定経緯

地域レベルのまちづくり方針を定めるにあたり、13の地域ごとに各2回のまちづくり懇談会を開催しました。懇談会には計747名の市民の皆さんにご参加をいただき、地域で残したいまちづくりの資源や問題・課題、将来のまちづくりの方向性などに関する意見交換を行いました。

その後、参加者のみなさんから頂いた意見について、都市全体を対象とした全体構想や分野別構想との整合を図りながら、地域のまちづくり方針として共有すべき考え方を整理し、特に地域住民の皆様に取り組んでいただきたい項目については☆印で示すこととしました。

3. 地域区分の考え方

市町村合併や戦災復興などの歴史的経緯をはじめ、都市計画や地形地物（河川、鉄道、道路など）など土地利用の視点を基本として、コミュニティ活動（小学校区、公民館等）の視点到配慮し、福井市の行政区域を13地域に区分しています。

地	Step 1：既往計画、戦災復興土地地区画整理事業の範囲、昭和35年の人口集中地区などを総合的に考慮し、「①市街地中心部」（中心市街地を包む既成市街地）を設定
域	Step 2：「①市街地中心部」から連続する市街地とその後背にある一団の自然環境を有し、国道・県道等で連結される地域を区分（「②市街地東部」～「⑦市街地南部」）
区	Step 3：市町村合併の経緯や日常生活圏、自由な移動の環境づくり（公共交通の考え方）などを考慮して地域を区分（「⑧南東部」、「⑨北部」、「⑩北西部」、「⑪南西部」、「⑫西部」、「⑬東部」）
分	
の	
根	
拠	

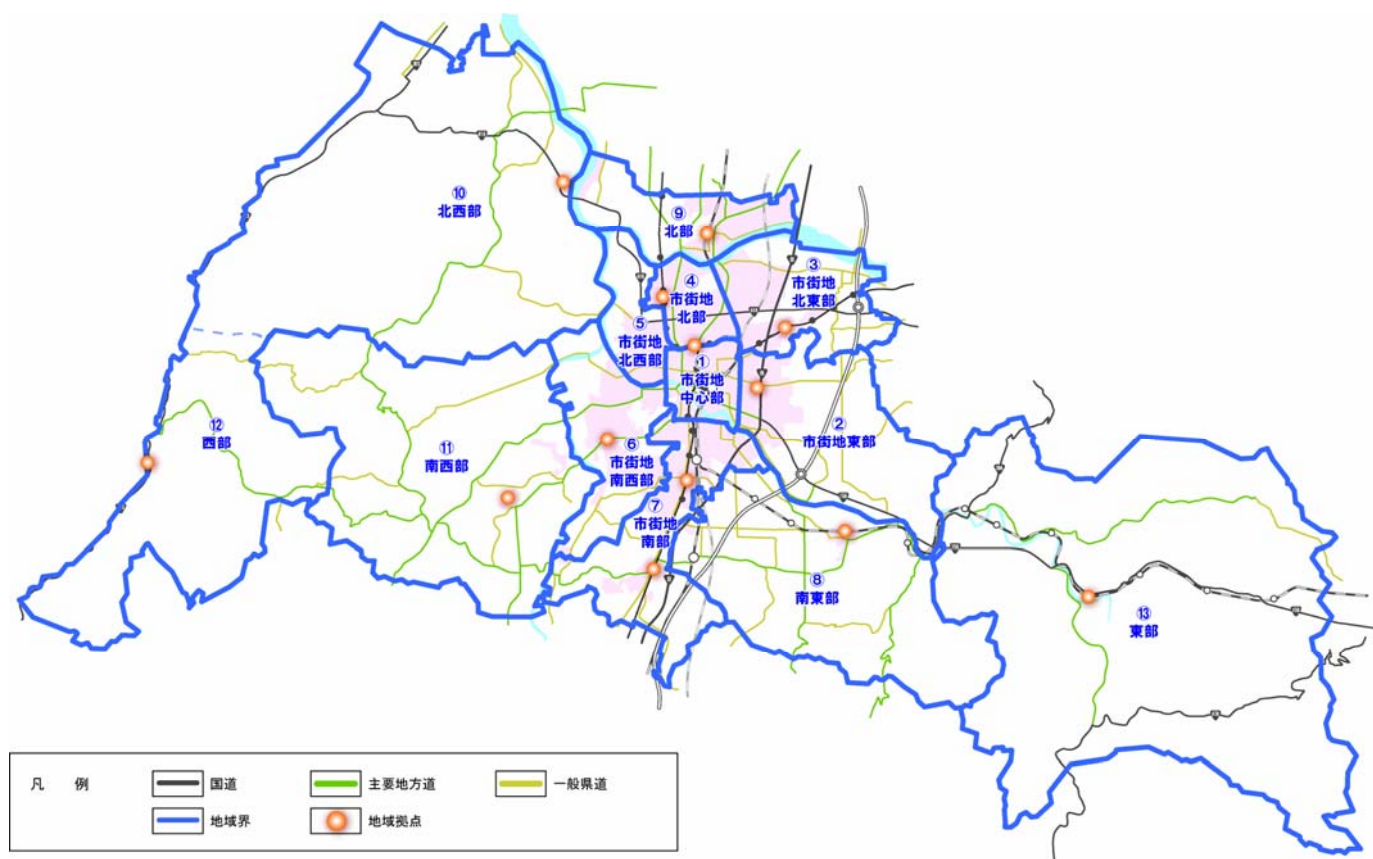
※ 地域区分と小学校区、公民館区の関係について

本市では、公民館区や小学校区を基本として地域住民を主体としたまちづくり活動が行われています。本計画では公民館区や小学校区は基礎生活の単位として考えており、13の地域区分はそうした地区単位のまちづくり活動を制限するものではありません。

■ 地域区分

番号	地域名称	地域に含まれる地区（公民館区）
1	市街地中心部	順化、 <u>宝永</u> 、 <u>旭</u> 、 <u>旦之出</u> 、 <u>松本</u> 、 <u>春山</u> 、 <u>日新</u> 、 <u>湊</u> 、 <u>足羽</u> 、 <u>豊</u> 、 <u>木田</u> 、 <u>和田</u>
2	市街地東部	円山、岡保、 <u>酒生</u> 、 <u>旭</u> 、 <u>旦之出</u> 、 <u>和田</u>
3	市街地北東部	中藤島、東藤島、啓蒙
4	市街地北部	明新、 <u>松本</u> 、 <u>春山</u> 、 <u>宝永</u>
5	市街地北西部	<u>日新</u> 、 <u>西藤島</u> 、 <u>湊</u> 、 <u>東安居</u>
6	市街地南西部	社北、社西、社南、 <u>足羽</u> 、 <u>東安居</u> 、
7	市街地南部	清明、麻生津、 <u>豊</u> 、 <u>木田</u>
8	南東部	東郷、上文殊、一乗、六条、文殊、 <u>酒生</u>
9	北部	森田、河合
10	北西部	大安寺、本郷、宮ノ下、鶉、橐、鷹巣、 <u>国見</u> 、 <u>西藤島</u>
11	南西部	安居、一光、清水東、清水北、清水南、清水西、
12	西部	<u>国見</u> 、殿下、越廼
13	東部	美山

※ 下線は二つの地域にまたがる地区



第2章 地域別まちづくり方針

1. 市街地中心部

(1) 地域の概況

- ・本地域は、本市のほぼ中央に位置しています。
- ・公民館区は、順化地区の全部、宝永地区、旭地区、日之出地区、松本地区、春山地区、日新地区、湊地区、足羽地区、豊地区、木田地区、和田地区の各一部が含まれます。
- ・旧福井城下町の区域に相応し、戦災復興土地区画整理事業によりほぼ全域で都市基盤整備が行われています。また、良好な景観形成に向けた特定景観計画区域が一部で指定されています。
- ・地域内は住宅や店舗、事務所などが共存し、利便性の高い市街地が形成されています。
- ・特に J R 福井駅周辺では、広域的な商業・業務機能、行政機能などの高次都市機能が集積するとともに公共交通の要衝となっています。現在、中心市街地の活性化を目的として、中心市街地活性化基本計画を定め、105 h a を中心市街地として位置付けています。

■都市計画の状況等

		面積 (ha)		都 市 施 設	道路	計画延長 (km)		33.50		
地域全体		625.2				改良済延長 (km)		28.61		
・市街化区域		562.4				改良率 (%)		85.40		
地 域 地 区			面積 (ha)	割合 (%)	公園・緑地	(単位 ha)	箇所	計画	供用	
	第1種低層住居専用地域		0.0	0.0		街区公園	34	7.36	7.14	
	第1種中高層住居専用地域		3.6	0.6		近隣公園	2	3.20	3.20	
	第2種中高層住居専用地域		47.2	8.4		地区公園	0	0.00	0.00	
	第1種住居地域		169.6	30.1		都市基幹・特殊	4	12.77	12.77	
	第2種住居地域		0.0	0.0		その他・緑地	2	11.46	11.46	
	近隣商業地域		163.6	29.0		合 計	42	34.79	34.57	
	商業地域		130.2	23.1		1人当り公園面積 (供用)		10.13 m ² /人		
	準工業地域		47.6	8.4		下水道	処理区名	認可区域	整備面積	供用率 (%)
	工業地域		2.4	0.4			境	852.0	837.9	98.3
	工業専用地域		0.0	0.0	日野川		3,329.0	2,534.0	76.1	
	合 計		564.2	100.0	合 計		4,181.0	3,371.9	80.6	

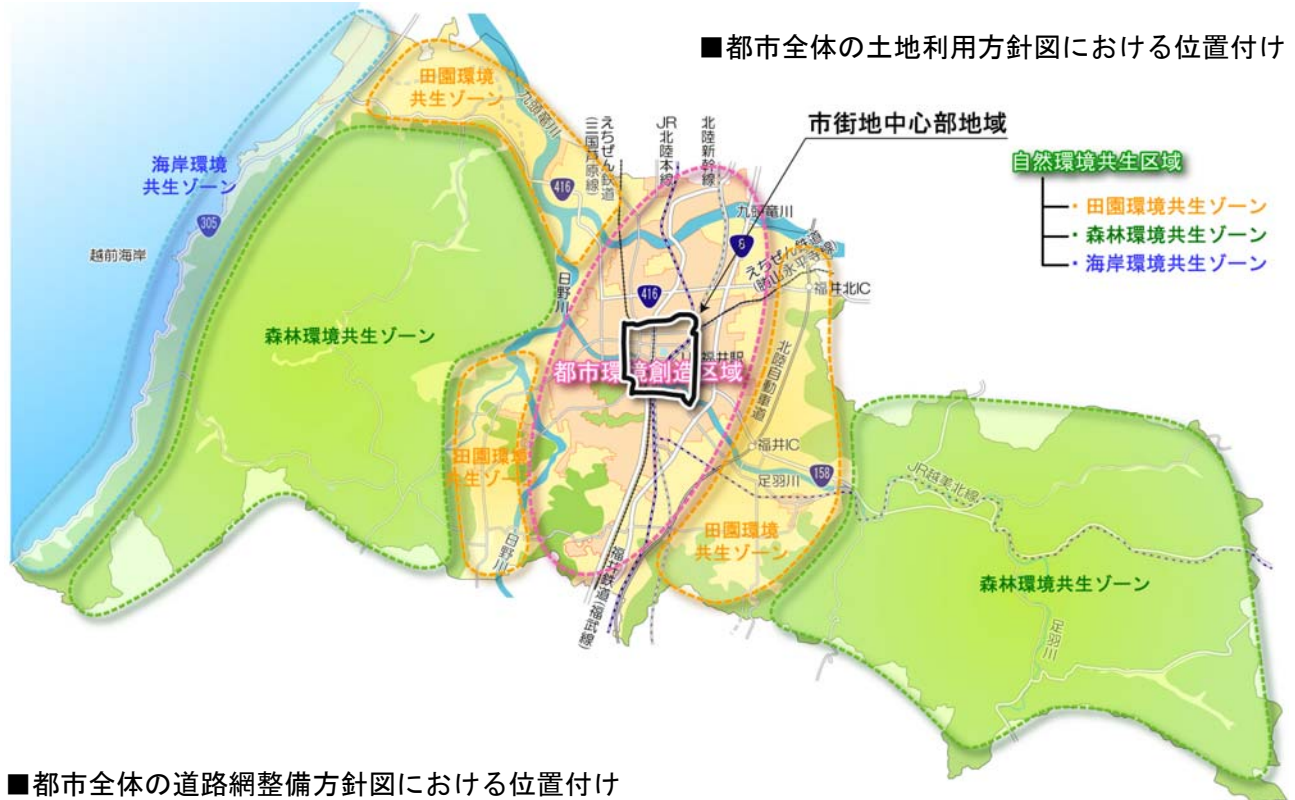
※下水道は、地域内の処理区域全体の認可区域、整備面積 (ha)

■主な資源・施設等

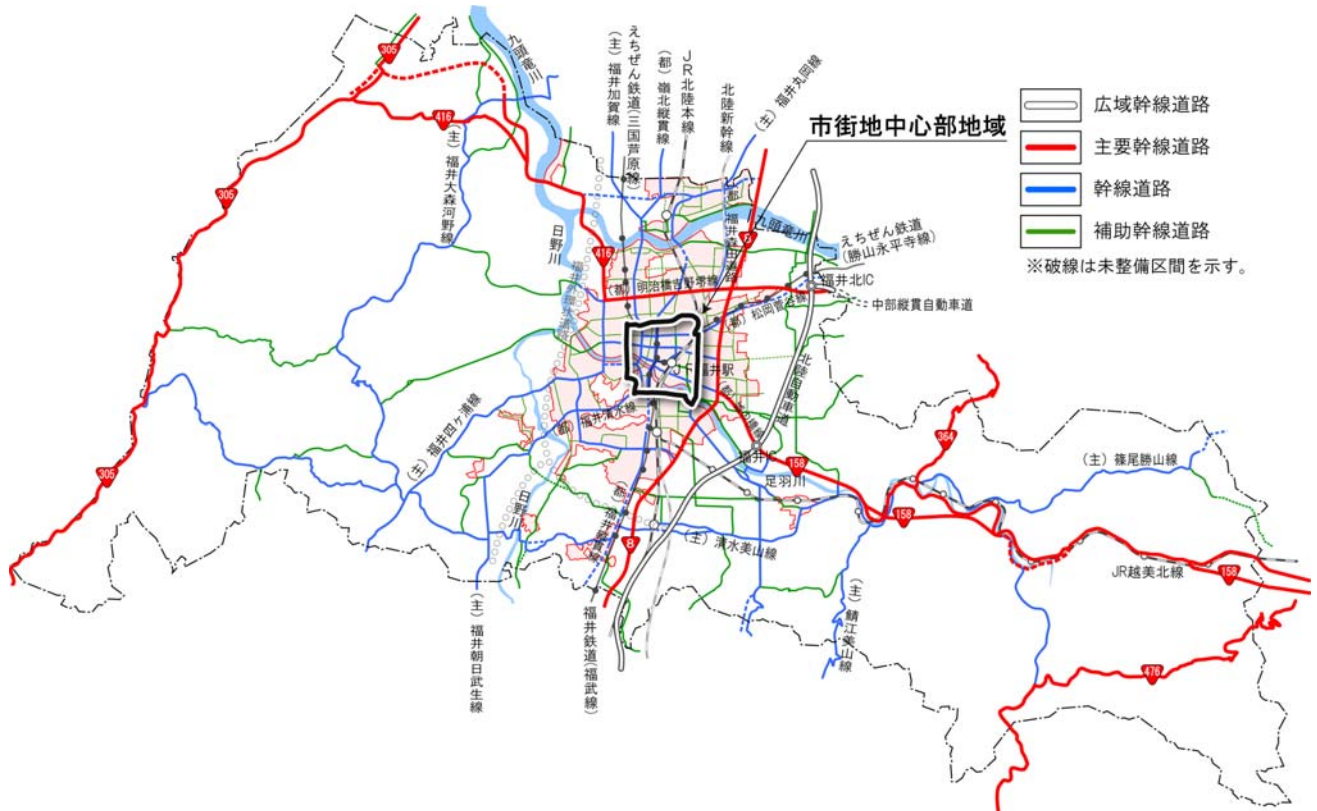
自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・足羽川、荒川、芝原用水 ・足羽山 ・福井城址 ・養浩館庭園 ・柴田神社、神明神社、足羽神社、毛矢黒龍神社、藤島神社 ・東別院、西別院、安養寺、福井大仏 ・愛宕坂 ・加賀口御門址 ・旧足羽揚水ポンプ場 ・旧福井信託(株)社屋 - など	・福井県庁、福井市役所、福井市企業局庁舎 ・福井地方裁判所 ・順化小学校、宝永小学校、日之出小学校、旭小学校 ・進明中学校 ・高志高校、仁愛女子高校 ・中央公民館、順化公民館、宝永公民館、旭公民館 ・文化会館、市民福祉会館、フェニックスプラザ、映像文化センター、消費者センター、響のホール、福井市地域交流プラザ、国際交流会館、福井県民ホール ・市営体育館 ・福井市中消防署 ・桜木図書館、郷土歴史博物館、自然史博物館、橘曙覧記念文学館、愛宕坂茶道美術館、水道記念館 ・福井商工会議所 ・市弓道場、三秀プール、アーチェリー練習場、基礎体力づくりトレーニング場 - など	・(都) 福井縦貫線 ・(都) 城の橋線 ・(都) 中央線 ・(都) 福井駅北通線 ・(都) 東口都心環状線 ・(都) 松岡菅谷線 ・(都) 福井東郷線 ・(都) 板垣山奥線 ・(都) 山手線 ・(都) 嶺北縦貫線 ・(都) 加茂河原線 ・J R 北陸本線 ・えちぜん鉄道 (三国芦原線、勝山永平寺線) ・福井鉄道 (福武線) ・中央公園、東公園、西公園 (西公園テニスコート) ・錦公園、左内公園 ・足羽川緑地 - など

(2) 全体構想における地域の位置付け

- ・市街地中心部では、地域全体が都市環境創造区域に位置付けられています。
- ・中心市街地と(都)福井縦貫線沿道に「広域商業・業務ゾーン」、これを取り囲むように「まちなか市街地ゾーン」が位置付けられ、それぞれ適切な土地利用を図ることとされています。
- ・都心環状道路((都)中央線、(都)福井駅北通線、(都)東口都心環状線、(都)城の橋線、(都)福井縦貫線)と内環状道路((都)松岡菅谷線、(都)福井東郷線、(都)板垣山奥線、(都)山手線、(都)嶺北縦貫線)が地域内を通過しています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



市街地中心部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

既存の都市基盤や集積している各種都市機能を活かしながら居住を推進し、まちなかの再生を目指します。また、福井固有の資源である足羽山や足羽川、養浩館庭園などを活かしながら、自然や歴史に触れあえる回遊性の高いまちづくりを進めます。

特に、中心市街地は市民・県民の共有の財産として、福井市全体や福井都市圏の発展にも繋がる賑わいと活力あるまちづくりを進めます。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□利便性の高い市街地の形成

- ・まちなか市街地ゾーンでは戸建て住宅や共同住宅と暮らしを支える店舗、事務所などが共存した生活しやすい市街地を形成
- ・広域商業・業務ゾーンである中心市街地では公共交通機関の結節機能を活かし、都市型サービス産業を中心とした中枢的な業務、商業、文化、情報発信、コンベンションなどの高次都市機能を集積
- ・土地の有効な利用を誘導する空き地、空きビル対策の推進

■交通体系整備の方針

□公共交通の機能強化と中心市街地へのアクセスの向上

- ・JR福井駅周辺の総合ターミナル化にむけた公共交通機関の結節機能の強化
- ・アクセス向上のための路面電車のLRT化や高頻度化、すまいるバスや路線バスなどの維持・充実

□円滑な移動や連携を支える道路環境の改善

- ・都市基盤の再編のための福井駅付近連続立体交差事業や福井駅周辺土地区画整理事業の推進

□その他の交通環境の改善

- ・駐車場案内の強化による駐車マネジメントの推進
- ・JR福井駅周辺における自転車で訪れやすい環境づくりのための公共自転車駐車場の確保、自転車等放置禁止区域の見直し、附置義務自転車駐車場等の検討
- ・安全で快適な歩行空間の確保のための、道路の無電柱化、舗装の高質化の推進

■都市環境形成の方針

□風格ある景観の形成

- ・足羽山周辺、浜町界隈、中央1丁目周辺、大名町交差点、JR福井駅周辺、福井城址周辺、養浩館庭園周辺など、それぞれの地区の特性を活かした連続性、物語が感じられる景観（夜間景観を含む）の形成

□玄関口にふさわしい公園・緑地の整備

- ・中央公園を含めた福井城址の活用に関する検討
- ☆JR福井駅周辺において来街者が憩いやうのおいを感じられるよう官民が協力した緑化の推進
- ☆地域のふれあいの場として、公園・緑地など公共空間の積極的な維持管理・活用

□身近にふれあえる水辺空間の創出

- ☆足羽川、荒川の河川や、芝原用水、光明寺用水などの水路は、地域の憩いの場としての水辺空間の維持管理・活用

■身近な生活空間づくりの方針

□災害に強い都心づくり

- ☆地震や火災に強い街区づくりにむけた建物密集地での共同建替え、耐震化、オープンスペースの確保

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

- ・田原町駅の交通結節点としての機能を活かし、日常生活を支える商業・業務機能や文化・教育機能、スポーツ機能、コンベンション機能などを集積した地域拠点を形成

□賑わい活力を支える環境づくり

- ・自動車と歩行者の動線の分離、民間開発の促進、良好な都市景観形成のため、駐車場の集約化や附置義務駐車場の見直しを検討
- ☆まちなか居住の受け皿づくりとなる多様で良好な住宅ストックを確保するため、共同建て住宅や二世帯型戸建て住宅の建設、戸建て住宅や共同住宅のリフォームを促進

■新たな連携・交流づくりの方針

□賑わい交流の拠点づくり

- ・市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などの民間開発を適正に誘導し、商業、伝統・文化、情報発信、コンベンション、福祉、居住などの高次都市機能を集積

□都市部と農山漁村部との交流

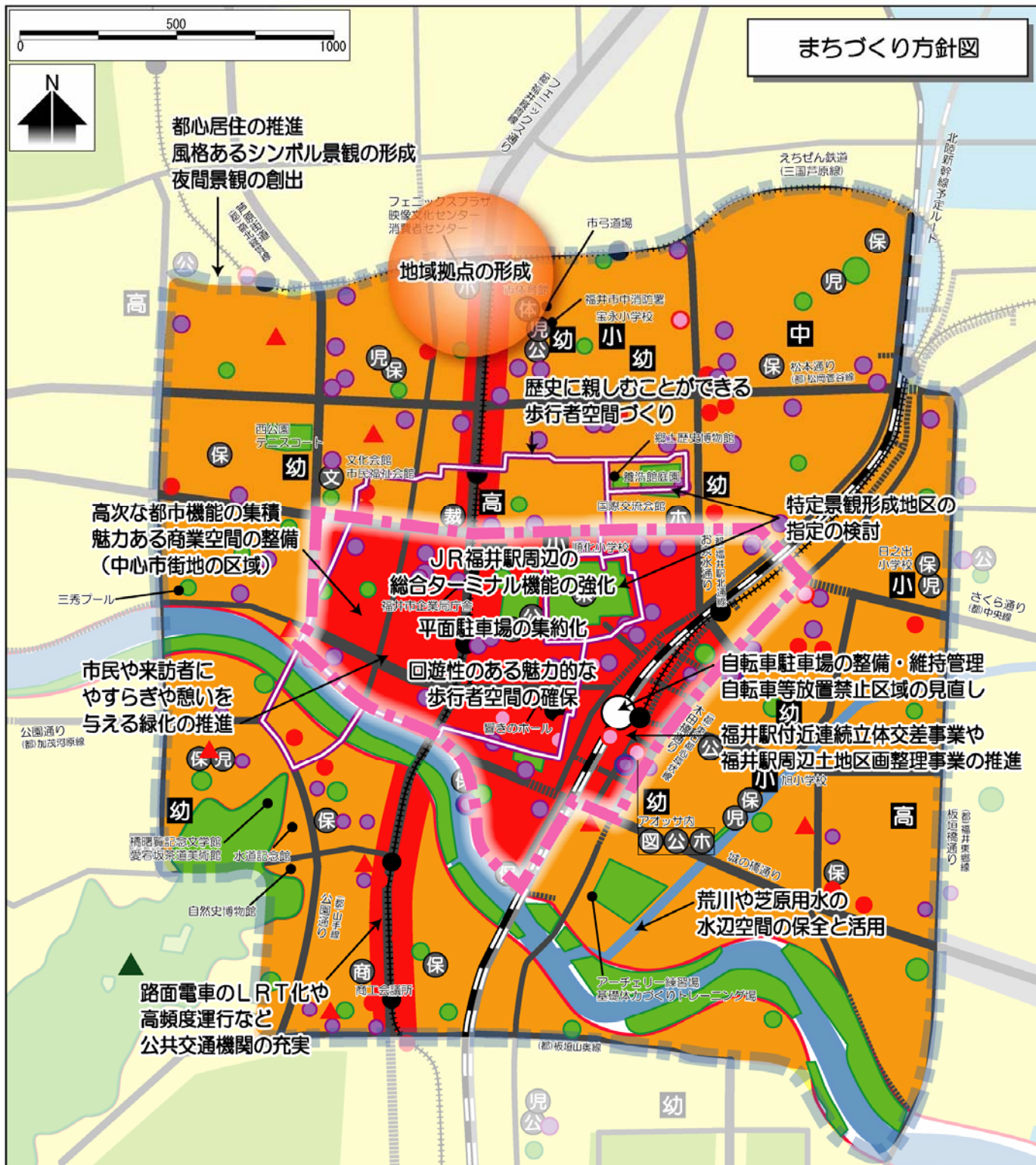
- ☆農産物や海産物の販売機会の提供やイベント等の連携による農山漁村部との交流の促進

□歴史のみえるまちづくり

- ・歴史に親しむことの出来る拠点や資源を活かした歩行空間づくりによる回遊性の向上

□観光のまちづくり

- ・新幹線開業による交流人口拡大を見据えた、福井駅周辺における観光・産業情報発信機能の充実



凡 例

	地域界
	市街化区域界
	都市計画道路 (破線は未整備区間、歩線を除く)
	その他の道路 (破線は未整備区間)
	鉄道 (JR)
	鉄道

	学校教育施設
	公共公益施設
	大規模小売店舗
	金融機関 (●は銀行、▲は郵便局)
	病院・医院等 (老人福祉施設は外側に青色表記)
	都市計画公園

凡 例 (土地利用)

	ゆとりの住宅地ゾーン
	複合市街地ゾーン
	まちなか市街地ゾーン
	広域商業・業務ゾーン
	都市型産業ゾーン
	沿道環境整序ゾーン
	中心市街地の範囲

2. 市街地東部

(1) 地域の概況

- ・本地域は、市の東部に位置し、北東側は永平寺町に隣接しています。
- ・公民館区は、円山地区、岡保地区の全部、酒生地区、旭地区、日之出地区、和田地区の一部が含まれます。
- ・市街化区域内では、国道8号の東側に良好な住宅市街地が広がり、国道8号の西側には日常的な暮らしを支える店舗や事務所、工場などからなる複合市街地が形成されています。
- ・国道8号沿道や問屋団地では、沿道型の商業・業務施設や流通施設が立地しています。
- ・東側に広がる市街化調整区域には、一団の優良農地が広がっています。
- ・東山は、東山公園や東山健康運動公園などスポーツ・レクリエーションの拠点になっています。

■都市計画の状況等

		面積 (ha)		都 市 施 設	道 路	計画延長 (km)		23.47		
地域全体		3,160.0				改良済延長 (km)		22.70		
・市街化区域		500.9				改良率 (%)		96.72		
地 域 地 区			面積 (ha)		割合 (%)	公 園 ・ 緑 地	(単位 ha)	箇所	計画	供用
	第1種低層住居専用地域		0.0		0.0 <th>街区公園</th> <td>20</td> <td>4.81</td> <td>4.81</td>		街区公園	20	4.81	4.81
	第1種中高層住居専用地域		112.9		22.5 <th>近隣公園</th> <td>2</td> <td>3.50</td> <td>3.50</td>		近隣公園	2	3.50	3.50
	第2種中高層住居専用地域		21.9		4.4 <th>地区公園</th> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td>		地区公園	0	0	0
	第1種住居地域		90.7		18.1 <th>都市基幹・特殊</th> <td>1</td> <td>87.0</td> <td>12.51</td>		都市基幹・特殊	1	87.0	12.51
	第2種住居地域		4.0		0.8 <th>その他・緑地</th> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td>		その他・緑地	0	0	0
	近隣商業地域		4.2		0.8 <th>合 計</th> <td>23</td> <td>95.31</td> <td>20.82</td>		合 計	23	95.31	20.82
	商業地域		0.0		0.0 <th colspan="2">1人当り公園面積 (供用)</th> <td colspan="2">6.83 m²/人</td>		1人当り公園面積 (供用)		6.83 m ² /人	
	区	準工業地域			257.2	51.4 <th rowspan="4">下 水 道</th> <th>処理区名</th> <th>認可区域</th> <th>整備面積</th> <th>供用率</th>	下 水 道	処理区名	認可区域	整備面積
		工業地域		10.1	2.0	境		852.0	837.9	98.3
		工業専用地域		0.0	0.0	日野川		3,329.0	2,534.0	76.1
		合 計		500.9	100.0	合 計		4,181.0	3,371.9	80.6

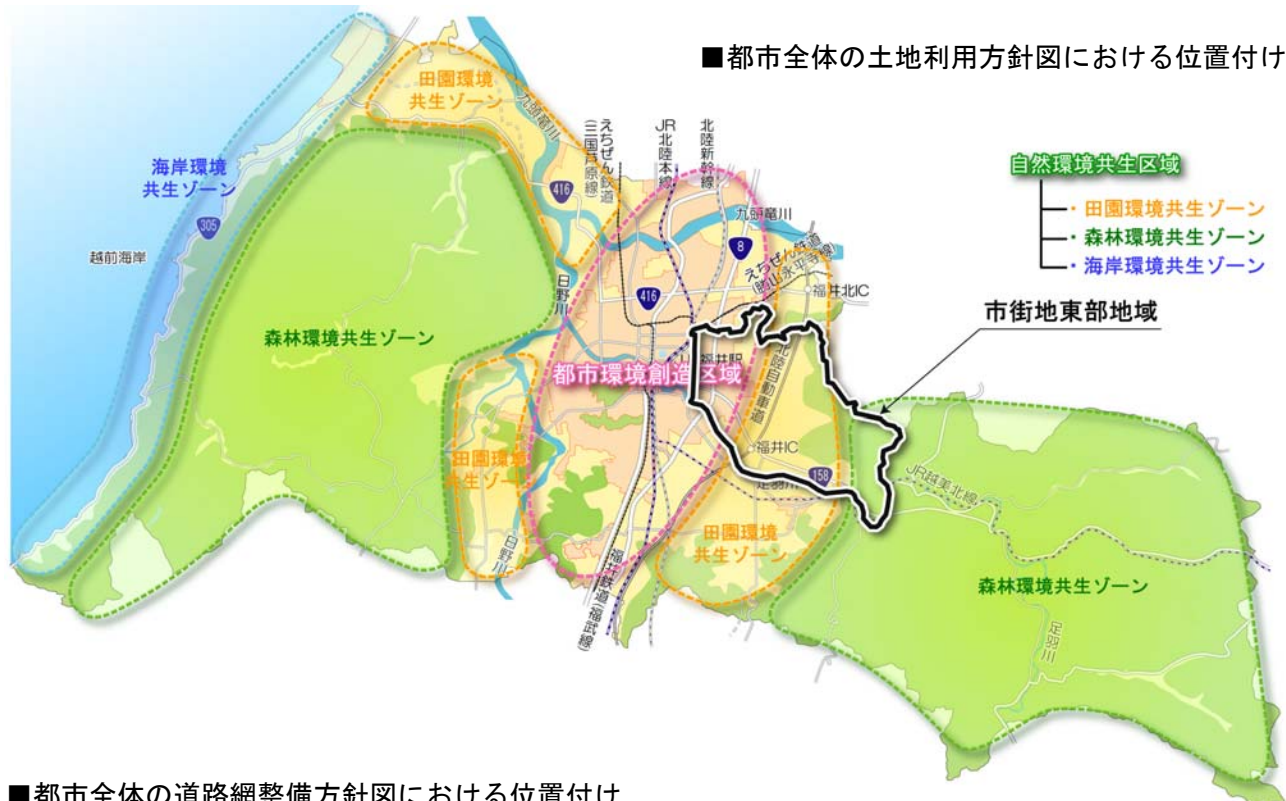
※下水道は、地域内の処理区域全体の認可区域、整備面積 (ha)

■主な資源・施設等

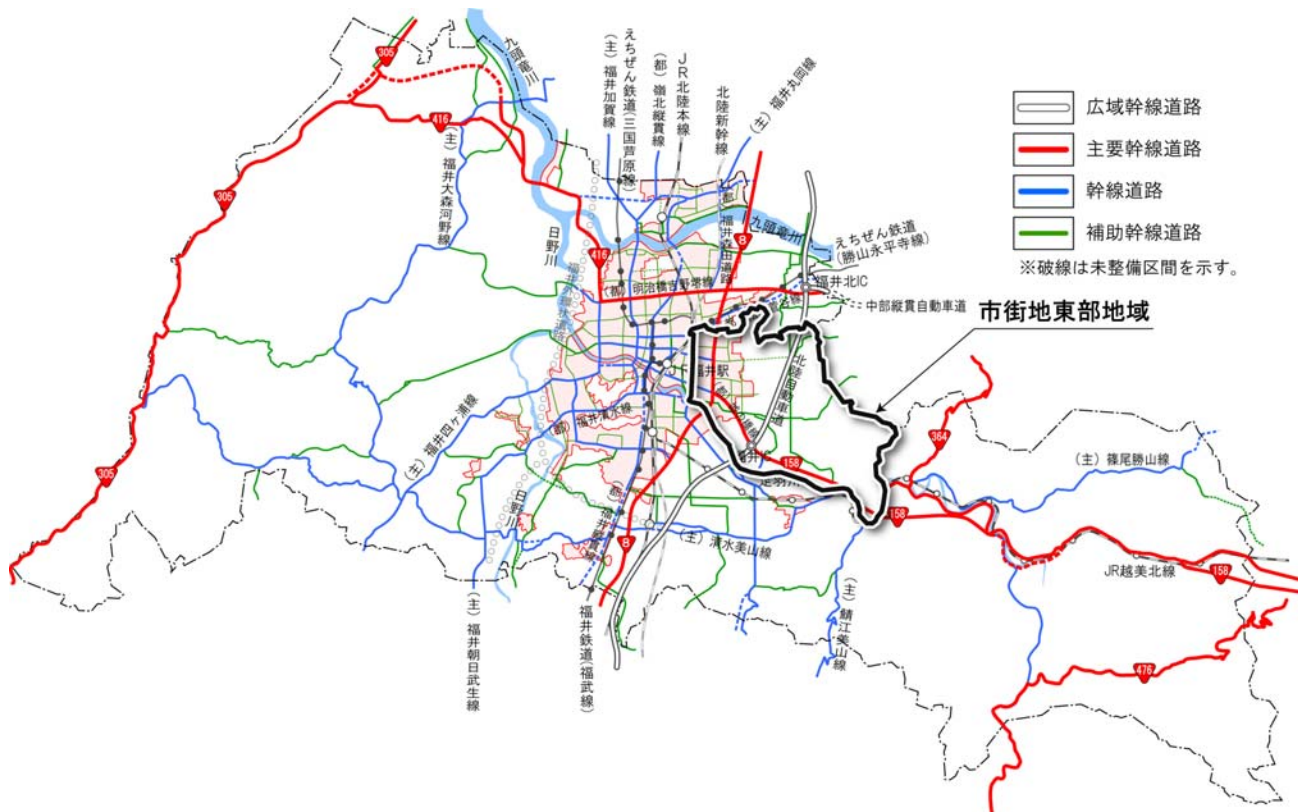
自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・足羽川 ・荒川、古川 ・東山 ・岡の泉 ・和田八幡宮の神橋 ・篠尾庵寺跡塔心礎	・和田小学校、円山小学校、酒生小学校、岡保小学校 ・成和中学校、大東中学校 ・和田公民館、円山公民館、酒生公民館、日之出公民館、岡保公民館 ・福井県立病院、済生会病院 ・東サービスセンター ・防災センター、消防局 ・福井市東消防署 ・クリーンセンター ・自治研修所、消防学校、警察学校 ・保健センター、ふれ愛園 ・東山健康運動公園 (プール、トレーニングルームなど) ・福井県農業試験場	・北陸自動車道 ・(都) 東縦貫線 (国道8号) ・(都) 城の橋線 (国道158号) ・(都) 福井東郷線 ・(都) 松岡菅谷線 ・(都) 中央線 ・(都) 丸山上北野線 ・東山公園、和田公園、米松公園、成和グラウンド

(2) 全体構想における地域の位置付け

- ・市街地東部では、地域の西側が都市環境創造区域（「ゆとりの住宅地ゾーン」、「複合市街地ゾーン」、「流通業務ゾーン」、「都市型産業ゾーン」、「沿道環境整序ゾーン」）、東側が田園環境共生ゾーンに位置付けられており、それぞれ適切な土地利用を図ることとされています。
- ・広域幹線道路となる北陸自動車道（福井インターチェンジ）をはじめ、国道 8 号や国道 158 号の主要幹線道路が通過しています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



市街地東部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

東山やその裾野に広がる田園風景などを大切にしながら人とまちと自然が調和したゆとりある生活環境の実現と、福井の東の玄関口として美しいまちづくりを進めます。

また、市街地では複数の総合病院を有し、中心部に近い立地条件、北陸自動車道や国道8号、国道158号などの広域交通の利便性を活かし、快適な暮らしや都市活動が持続するまちづくりを進めていきます。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□快適な市街地の形成

- ・ゆとりの住宅地ゾーンである北四ッ居など国道8号東側に広がる一団の住宅地は、戸建て住宅を中心とした各戸に緑あふれるやすらぎや憩いを感じられる生活空間の形成
- ・複合市街地ゾーンである志比口、四ッ井、城東、和田など市街地中心部に接する西側の市街地は、戸建て住宅や共同住宅と暮らしを支える中小規模の日常生活品店舗や銀行、事務所などが調和した、地域で生活しやすい環境を形成
- ・流通業務ゾーンである問屋団地は広域交通の利便性を活かした流通業務地として、操業しやすい環境を形成

☆国道8号や国道158号沿線では、渋滞の少ない円滑な交通環境となるよう自動車出入口等の配慮

□市街地周辺部における周囲の自然環境と調和した集落地域の形成

- ☆田園や里山環境と調和した快適な居住空間の維持・向上
- ・福井IC周辺は隣接する集落への影響を勘案しながら、企業立地等の適切な土地利用を誘導

■交通体系整備の方針

□他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

- ・国道8号や国道158号などの円滑な走行性の確保のための整備・改善
- ・(都)中央線、(都)丸山上北野線など地域連携を強化する都市計画道路等幹線道路の整備の推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進

■都市環境形成の方針

□地域の個性を活かした景観づくり

- ☆地域の歴史性や文化性を尊重した集落の景観の維持・向上
- ☆国道8号、国道158号沿線は、良好な沿道景観となるよう建物や広告物等の色彩や形状を配慮

□憩いややすらぎを与える緑の空間づくり

- ☆地域のふれあいの場である東山周辺の緑豊かな里山環境や清らかな湧水などの自然環境の維持・活用
- ・スポーツ・レクリエーション拠点としての東山公園の機能の保全・向上
- ・東山周辺の風致地区指定の検討

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

- ☆足羽川、荒川の河川や用水などの水辺空間は、憩いの場として地域の特性を活かした維持・活用

□快適な生活環境を支える下水道の整備

- ・地域の特性を踏まえた手法による污水处理の整備・改善

■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・荒川の改修や治山・治水事業の継続的な実施

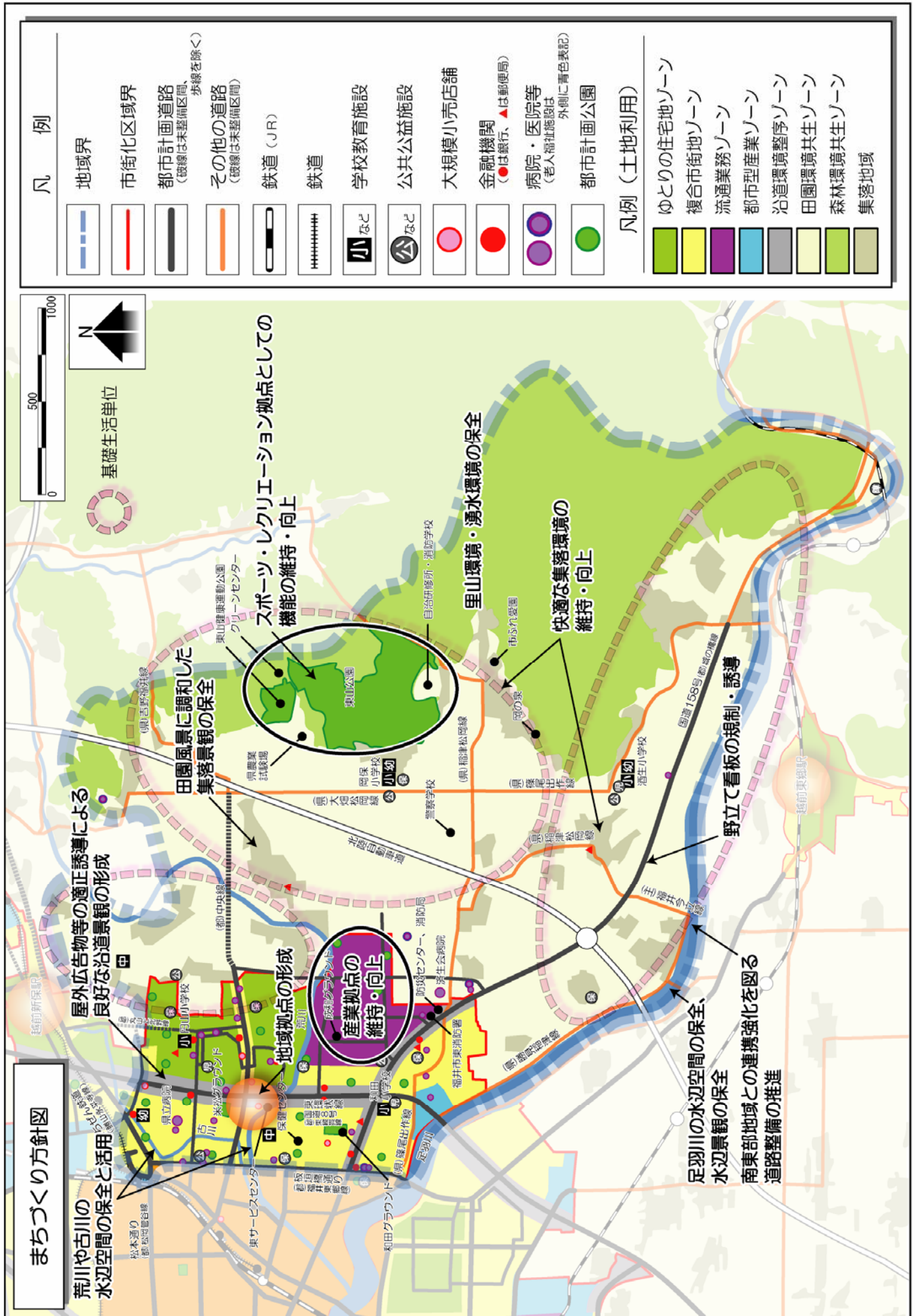
□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

- ・パリオ周辺における日常生活を支える商業、業務、行政サービス機能の集積と路線バス等の公共交通機関が連携した地域拠点の形成

■新たな交流・連携づくりの方針

□地域資源を活かした交流づくり

- ☆農業の体験活動などによる都市と農村の交流・連携の促進



3. 市街地北東部

(1) 地域の概況

- ・市街地北東部は、本市の北東部に位置し、北側は坂井市、東側は永平寺町に隣接しています。
- ・公民館区は、中藤島地区、東藤島地区、啓蒙地区が含まれます。
- ・市街化区域の北側と国道8号東側では、良好な住宅地が、(都)福井縦貫線、えちぜん鉄道の沿道では日常的な暮らしを支える店舗や事務所、工場などからなる複合市街地が形成されています。
- ・J R北陸本線沿線や中央卸売市場周辺には工業地が形成され、工業・業務・流通施設などが立地しています。近年は、商業系施設の立地の進展が見られます。
- ・市場周辺土地区画整理事業区域内では、地区計画によって良好な市街地の形成を誘導しています。
- ・東側の市街化調整区域には、一団の優良農地が広がっています。

■都市計画の状況等

		面積 (ha)		都 市 施 設	道 路	計画延長 (km)		25.87		
地域全体		1783.5				改良済延長 (km)		18.25		
・市街化区域		575.8				改良率 (%)		70.54		
地 域 地 区		面積 (ha)	割合 (%)		公 園 ・ 緑 地	(単位 ha)		箇所	計画	供用
	第1種低層住居専用地域	28.8	5.0			街区公園		20	5.67	5.67
	第1種中高層住居専用地域	134.2	23.3			近隣公園		3	4.20	4.20
	第2種中高層住居専用地域	14.9	2.6			地区公園		0	0	0
	第1種住居地域	76.5	13.3			都市基幹・特殊		0	0	0
	第2種住居地域	5.8	1.0			その他・緑地		0	0	0
	近隣商業地域	0.0	0.0			合 計		23	9.87	9.87
	商業地域	0.0	0.0	1人当り公園面積(供用)		4.41 m ² /人				
	区	準工業地域	299.7	52.0 <th rowspan="4">下 水 道</th> <th>処理区名</th> <th>認可区域</th> <th>整備面積</th> <th>供用率</th>	下 水 道	処理区名	認可区域	整備面積	供用率	
		工業地域	16.0	2.8		日野川	3,329.0	2,534.0	76.1	
		工業専用地域	0.0	0.0						
		合 計	575.8	100.0		合 計	3,329.0	2,534.0	76.1	

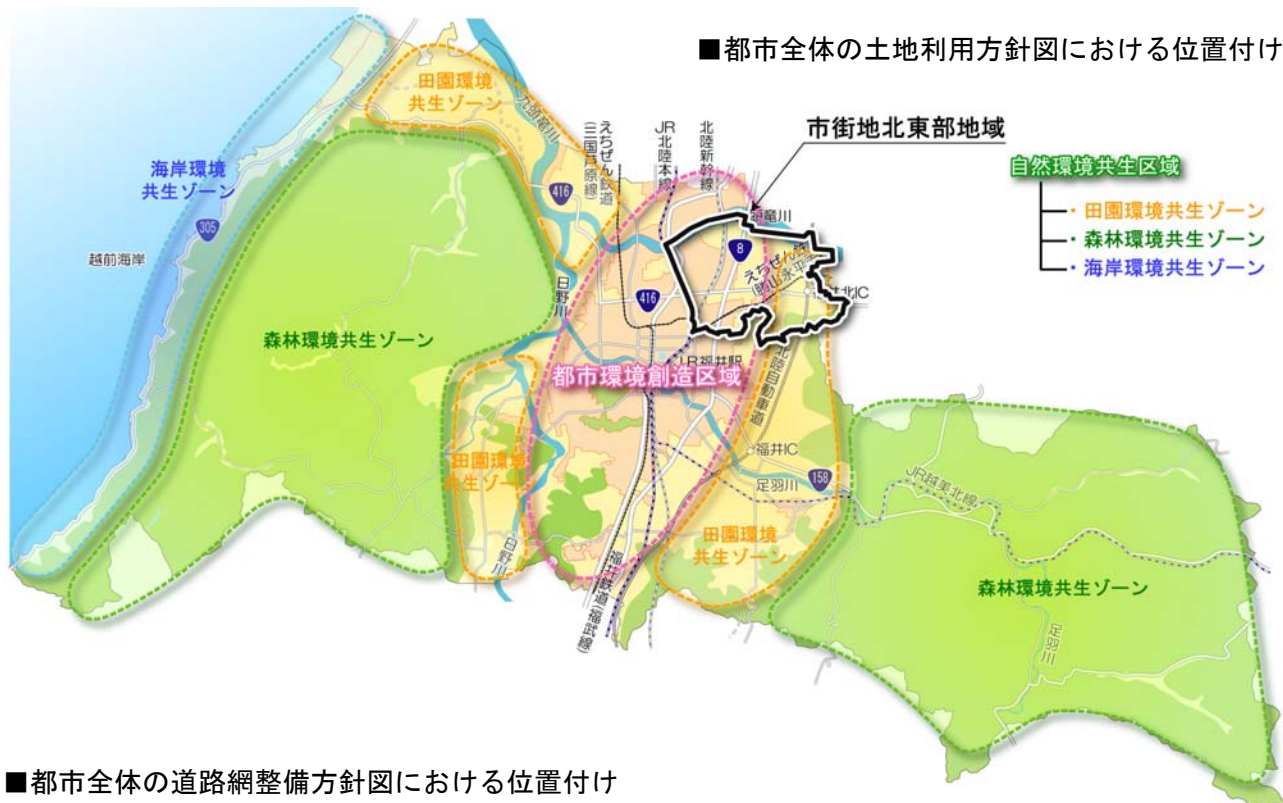
※下水道は、地域内の処理区域全体の認可区域、整備面積(ha)

■主な資源・施設等

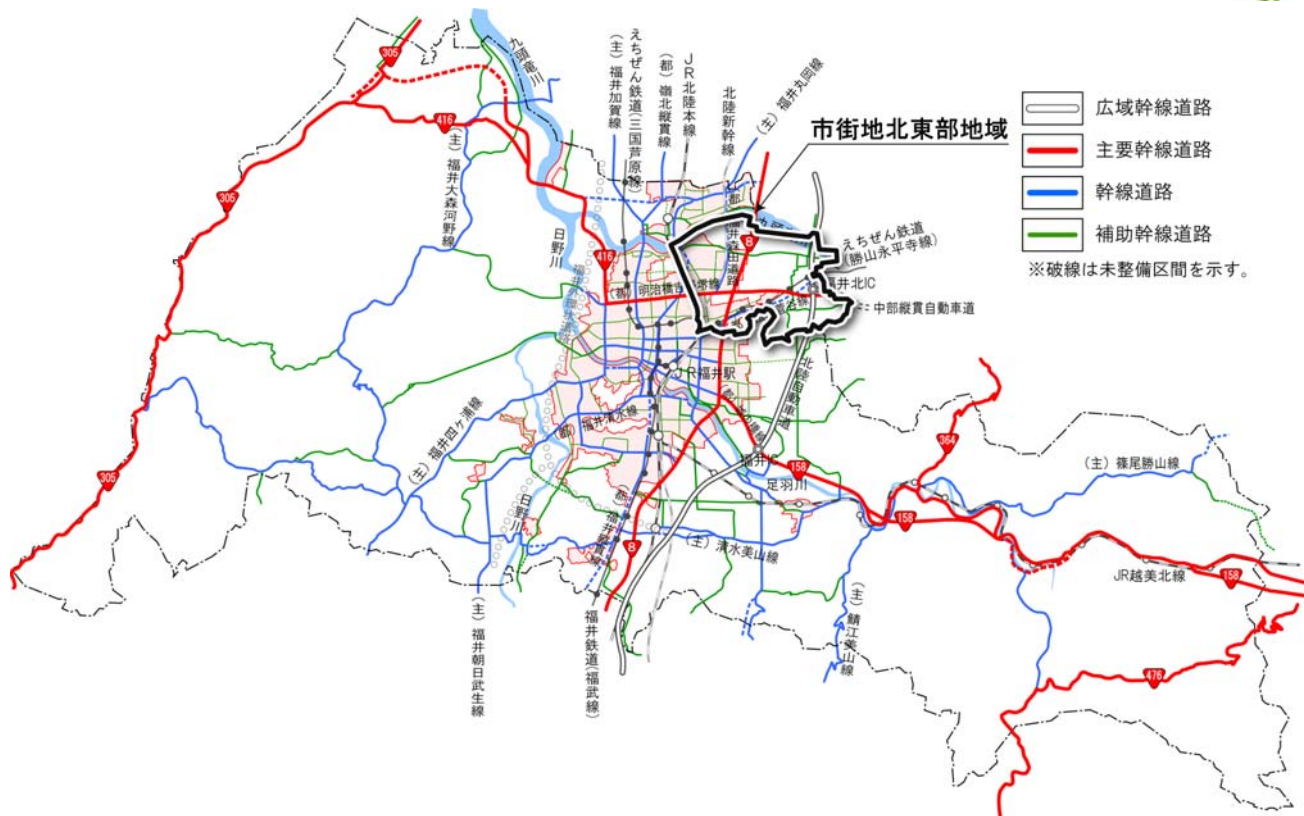
自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・九頭竜川 ・荒川 ・芝原用水 ・丸山 ・ラカン樹 ・原目山古墳群 ・高柳遺跡、新保遺跡、林藤島遺跡、開発遺跡 ・東超勝寺、西超勝寺 ・元覚提 ・アラレガコ生息地 など	・中藤小学校、東藤島小学校、啓蒙小学校 ・福井農林高校 ・県立盲学校 ・中藤島公民館、東藤島公民館、啓蒙公民館 ・中央卸売市場 ・福井産業技術専門学院 ・福井県自治会館 ・九頭竜浄水場 など	・北陸自動車道 ・中部縦貫自動車道((都)福井永平寺道路) ・えちぜん鉄道(勝山永平寺線) ・(都)東縦貫線(国道8号) ・(都)明治橋吉野堺線(国道416号) ・(都)福井縦貫線 ・(都)福井森田道路 ・(都)松岡菅谷線 ・(都)高木市場線 ・(都)高木灯明寺線 ・高木中央公園、開発公園、新保公園、藤岡グラウンド、中藤河川公園 など

(2) 全体構想における地域の位置付け

- ・市街地北東部では、地域の西側が都市環境創造区域（「ゆとりの住宅地ゾーン」、「複合市街地ゾーン」、「流通業務ゾーン」、「都市型産業ゾーン」、「沿道環境整序ゾーン」など）、東側が田園環境共生ゾーンに位置付けられており、それぞれ適切な土地利用を図ることとされています。
- ・広域幹線道路となる北陸自動車道をはじめ、国道 8 号や国道 416 号の主要幹線道路が通過しており、中部縦貫自動車道や(都)福井森田道路などの幹線道路の整備が予定されています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



市街地北東部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

九頭竜川が育んできた田園風景のもと、人とまちと自然が共生した快適でゆとりあるまちづくりを進めていきます。

中部縦貫自動車道の早期開通を図り、北陸自動車道や国道8号、416号などの広域交通の利便性を活かした活力ある産業のまちづくりを進めます。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□快適な市街地の形成

- ・ゆとりの住宅地ゾーンである舟橋、寺前、高木、高木北などの住宅地は、戸建て住宅を中心とした各戸に緑あふれるやすらぎや憩いを感じられる生活空間の形成
- ・複合市街地ゾーンである高木中央、開発、新保などの市街地は、戸建て住宅や共同住宅と暮らしを支える中小規模の日常生活品店舗や銀行、事務所などが調和した、地域で生活しやすい環境を形成
- ・都市型産業ゾーンである既存の工場が集積する西開発の市街地は周辺環境と調和しつつ操業しやすい工業地を形成
- ・流通業務ゾーンである中央卸売市場周辺は、緑豊かで快適な流通業務地の形成

☆国道8号や国道416号沿線では、渋滞の少ない円滑な交通環境となるよう自動車出入口等の配慮

- ・中部縦貫自動車道開通により交通結節機能が高まる福井北IC付近における流通業務機能の誘導

□周囲の田園環境と調和した集落地域の形成

☆田園、里山環境と調和した快適な居住空間の維持・向上

■交通体系整備の方針

□他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

- ・北陸新幹線、中部縦貫自動車道の早期整備
- ・国道8号や416号などの円滑な走行性の確保のための整備・改善
- ・(都)福井森田道路、(都)高木市場線など地域連携を強化する都市計画道路の整備推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進

■都市環境形成の方針

□地域の個性を活かした景観づくり

- ☆田園の中に浮かぶ緑豊かな集落景観の維持
- ☆丸山や社寺など地域のシンボルとなっている景観の維持
- ☆国道8号、国道416号沿線は、良好な沿道景観となるよう建物や広告物等の色彩や形状を配慮

□憩いややすらぎを与える緑の空間づくり

- ☆地域のふれあいの場である公園・緑地の維持・活用

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

- ☆荒川、芝原用水などの水辺空間は、憩いの場として地域の特性を活かした維持・活用
- ・アラレガコに生息に配慮した九頭竜川の砂礫河原の保全・再生

□快適な生活環境を支える下水道の整備

- ・地域の特性を踏まえた手法による汚水処理の整備・改善

■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・九頭竜川、荒川の改修・整備

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

- ・えちぜん鉄道越前新保駅の交通結節点としての機能と日常生活を支える店舗、業務、医療・福祉機能などが集積した地域拠点の形成

■新たな交流・連携づくりの方針

□地域資源を活かした交流づくり

- ☆農業の体験活動などによる都市と農村の交流・連携の促進

4. 市街地北部

(1) 地域の概況

- ・市街地北部は、本市の北部、九頭竜川の南側に位置しています。
- ・公民館区は、明新地区の全部、松本地区、春山地区、宝永地区の一部が含まれます。
- ・地域の南側では、福井大学や県立博物館などの教育・文化施設、幾久公園などと一体となった複合市街地が、地域の北側では計画的な都市基盤整備が行われた良好な住宅地がそれぞれ形成されています。
- ・地域の北側には比較的大規模な工業地が形成されています。
- ・地区のやや北寄りには、市街化区域に囲まれた一団の農地が広がっています。
- ・J R 北陸本線、えちぜん鉄道三国芦原線が通過しています。

■都市計画の状況等

		面積 (ha)		都市施設	道路	計画延長 (km)		22.51			
地域全体		655.4				改良済延長 (km)		19.46			
・市街化区域		580.7				改良率 (%)		86.45			
		面積 (ha)	割合 (%)								
地域別			面積 (ha)	割合 (%)	公園・緑地	(単位 ha)		箇所	計画	供用	
	第1種低層住居専用地域		52.0	8.9		街区公園		18	4.55	4.55	
	第1種中高層住居専用地域		134.7	23.2		近隣公園		2	2.30	1.10	
	第2種中高層住居専用地域		59.8	10.3		地区公園		1	3.20	3.20	
	第1種住居地域		167.0	28.7		都市基幹・特殊		0	0	0	
	第2種住居地域		21.8	3.8		その他・緑地		0	0	0	
	近隣商業地域		10.2	1.8		合 計		21	10.05	8.85	
	商業地域		0.0	0.0		1人当り公園面積 (供用)		3.10 m ² /人			
	準工業地域		134.2	23.1		下水道	処理区名		認可区域	整備面積	供用率
	工業地域		1.1	0.2			境		852.0	837.9	98.3
	工業専用地域		0.0	0.0	日野川		3,329.0	2,534.0	76.1		
	合 計		580.7	100.0	合 計		4,181.0	3,371.9	80.6		

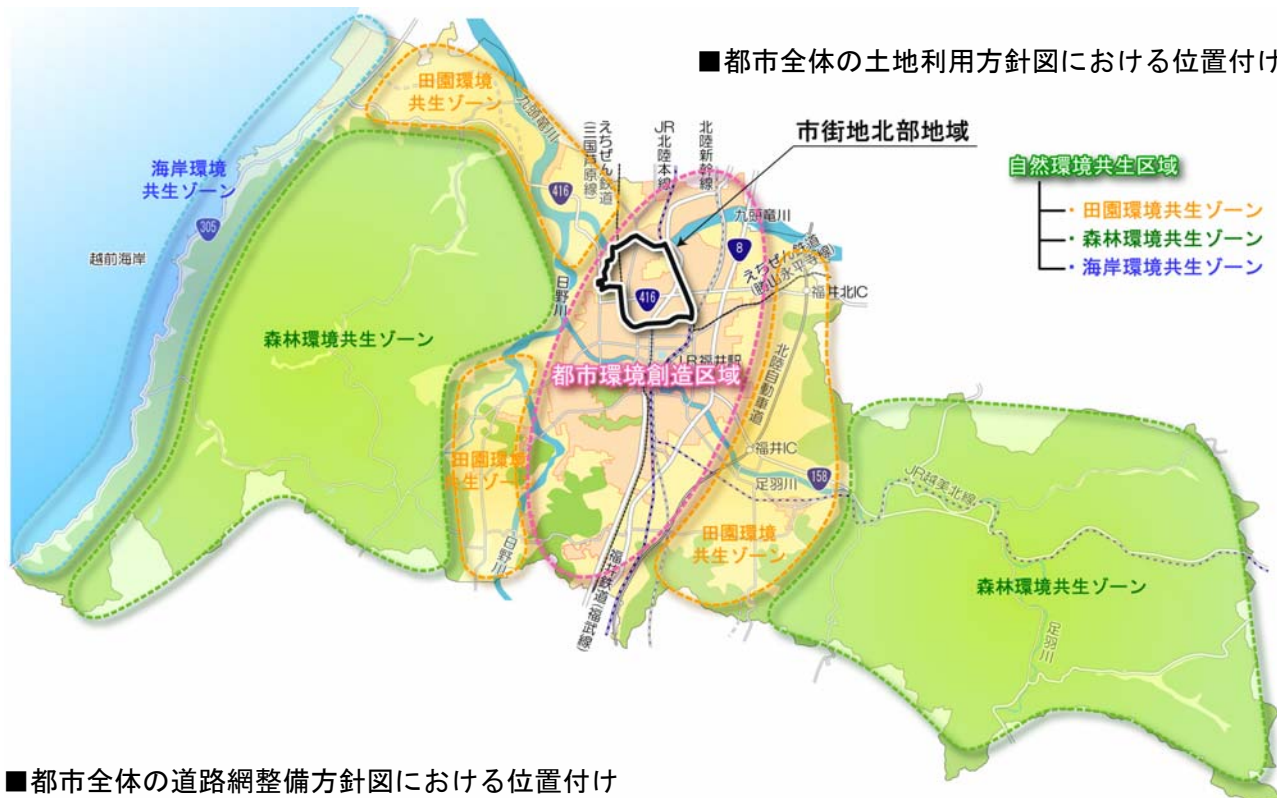
※下水道は、地域内の処理区域全体の認可区域、整備面積 (ha)

■主な資源・施設等

自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・九頭竜川 ・馬渡川 ・底喰川 ・灯明寺堰新田義貞戦没伝説地 (新田塚) ・護国神社 ・アラレガコ生息地	・福井大学附属小学校、同中学校 ・春山小学校、松本小学校、明新小学校 ・灯明寺中学校、明道中学校、北陸中学校 ・北陸高校、藤島高校、啓新高校 ・春山公民館、松本公民館、明新公民館 ・県立ろう学校 ・福井大学 ・県立博物館、県立美術館 ・市立図書館	・(都) 明治橋吉野堀線 (国道 416 号) ・(都) 福井縦貫線 ・(都) 嶺北縦貫線 ・(都) 桜橋線 ・(都) 高木灯明寺線 ・J R 北陸本線 ・えちぜん鉄道 (三国芦原線) ・幾久公園、北部公園、北部 2 号公園、町屋グラウンド

(2) 全体構想における地域の位置付け

- ・市街地北部では、地域のほぼ全域が都市環境創造区域（「ゆとりの住宅地ゾーン」、「複合市街地ゾーン」、「都市型産業ゾーン」、「沿道環境整序ゾーン」など）に位置付けられ、それぞれ適切な土地利用を図ることとされています。
- ・幹線道路となる(都)福井縦貫線と(都)嶺北縦貫線が地域を縦断し、主要幹線道路となる国道 416 号（(都)明治橋吉野堺線）が地域を横断しています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



市街地北部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

多くの教育・文化施設が立地する特性を活かして、子どもから若者、文化人、高齢者など多様な人々が集い、いきいきと活動できる文化の薫り高いまちづくりを進めていきます。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□快適な市街地の形成

- ・ゆとりの住宅地ゾーンである灯明寺、新田塚、二の宮などの住宅地は、戸建て住宅を中心とした各戸に緑あふれるやすらぎや憩いを感じられる生活空間の形成
- ・複合市街地ゾーンである町屋、文京、大宮などの市街地は、戸建て住宅や共同住宅と暮らしを支える中小規模の日常生活品店舗や銀行、教育・文化施設、事務所などが調和した地域で生活しやすい環境の形成

☆国道 416 号や(都)福井縦貫線の沿線では、渋滞の少ない円滑な交通環境となるよう自動車出入口等の配慮

- ・高木町、灯明寺町に残る一団の優良農地は市街地内の貴重な緑地空間として維持・活用

■交通体系整備の方針

□他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

- ・国道 416 号や(都)嶺北縦貫線などの円滑な走行性の確保のための整備・改善
- ・(都)桜橋線、(都)高木灯明寺線の地域連携を強化する都市計画道路の整備推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進
- ・えちぜん鉄道、福井鉄道の相互乗り入れの検討と高頻度運行による公共交通幹線軸の強化

■都市環境形成の方針

□地域固有の歴史環境の保全と創造

☆新田塚等の史跡の保全、まちづくりへの活用

□地域の個性を活かした景観づくり

☆国道 416 号沿線は、良好な沿道景観となるよう建物や広告物等の色彩や形状を配慮

□憩いややすらぎを与える緑の空間づくり

☆地域のやすらぎの場である公園・緑地の維持・活用

☆福井大学の構内にある雑木林など都市内に残る自然林の維持・活用

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

☆底喰川、馬渡川など河川や用水などの水辺空間は、憩いの場として地域の特性を活かした維持・活用

- ・アラレガコの生息に配慮した九頭竜川の砂礫河原の保全・再生

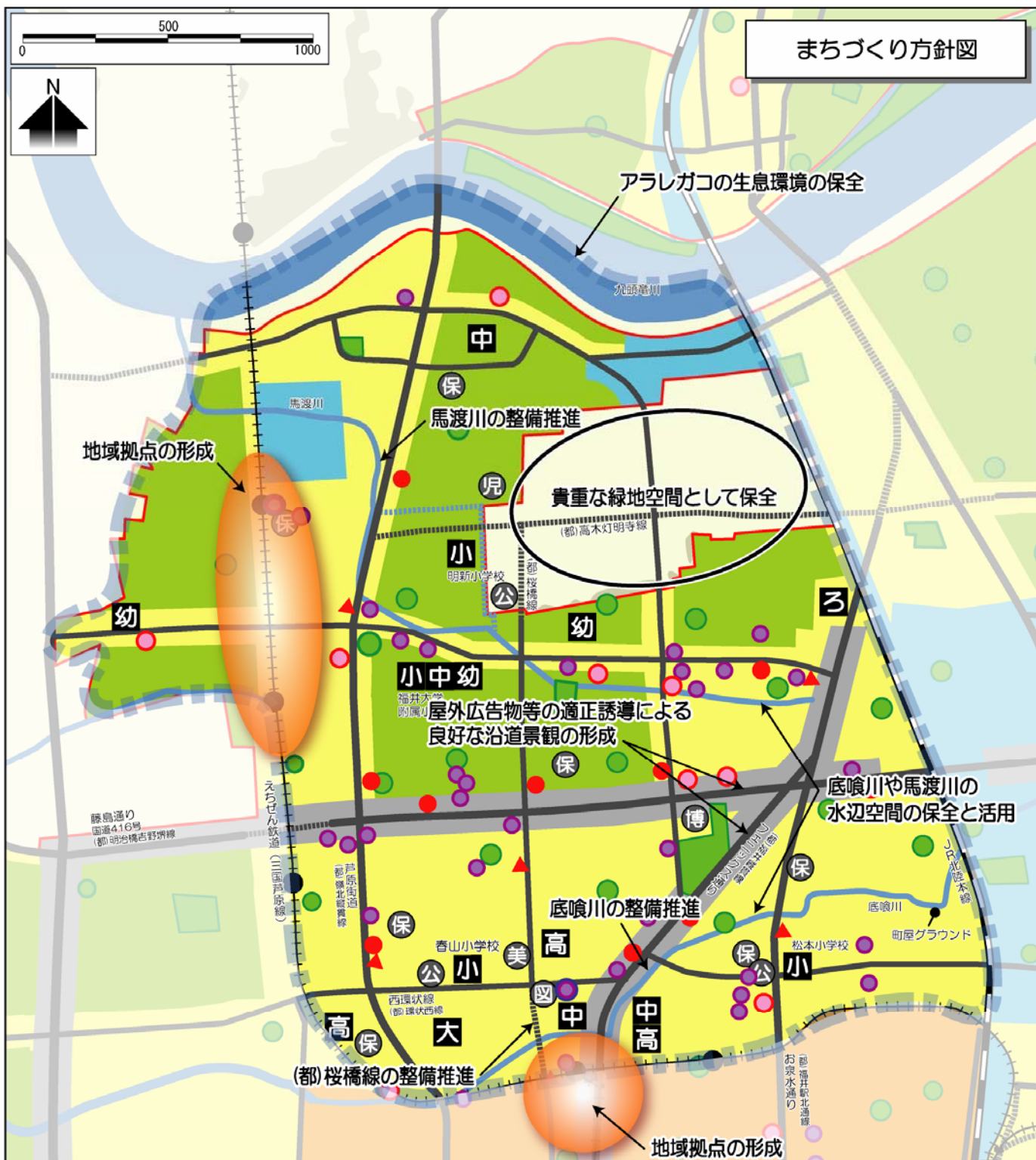
■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・九頭竜川、馬渡川、底喰川の整備

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

- ・田原町駅周辺は交通結節点としての機能を活かし、日常生活を支える商業・業務機能や文化・教育機能スポーツ機能、コンベンション機能などが集積した地域拠点の形成
- ・えちぜん鉄道新田塚駅の交通結節点としての機能と医療・福祉機能、八ツ島駅周辺の日常生活を支える商業・業務機能などの集積が連携した地域拠点の形成



凡 例

	地域界
	市街化区域界
	都市計画道路 (破線は未整備区間、歩線を除く)
	その他の道路 (破線は未整備区間)
	鉄道(JR)
	鉄道

	学校教育施設
	公共公益施設
	大規模小売店舗
	金融機関 (●は銀行、▲は郵便局)
	病院・医院等 (老人福祉施設は外側に青色表記)
	都市計画公園

凡 例(土地利用)

	ゆとりの住宅地ゾーン
	複合市街地ゾーン
	まちなか市街地ゾーン
	都市型産業ゾーン
	沿道環境整序ゾーン
	田園環境共生ゾーン

5. 市街地北西部

(1) 地域の概況

- ・本地域は、市街地の北西部、九頭竜川の南側、日野川の西側に位置しています。
- ・公民館区は、日新地区、西藤島地区、湊地区、東安居地区の一部が含まれます。
- ・市街地では、主に住宅系の市街地が形成され、福井工業大学などの教育施設が立地しています。
- ・国道 416 号や(都)福井川西線などの沿線の市街地では、沿道サービス施設が立地しています。
- ・地域の北西側の九頭竜川、日野川に囲まれた市街化調整区域には、一団の優良農地が広がっています。
- ・地域の東側には、えちぜん鉄道三国芦原線が通過しています。

■都市計画の状況等

		面積 (ha)		都 市 施 設	道 路	計画延長 (km)		13.48	
地域全体		845.2				改良済延長 (km)	11.94		
・市街化区域		315.5					改良率 (%)	88.58	
地 域 区 画		面積 (ha)	割合 (%)		公 園 ・ 緑 地	(単位 ha)		箇所	計画
	第1種低層住居専用地域	52.0	16.5			街区公園	14	3.27	3.27
	第1種中高層住居専用地域	84.1	26.7			近隣公園	3	3.80	3.80
	第2種中高層住居専用地域	49.1	15.6			地区公園	0	0	0
	第1種住居地域	76.1	24.1			都市基幹・特殊	0	0	0
	第2種住居地域	21.3	6.7			その他・緑地	0	0	0
	近隣商業地域	32.9	10.4			合 計	17	7.07	7.07
	商業地域	0.0	0.0			1人当り公園面積(供用)		3.28 m ² /人	
	準工業地域	0.0	0.0		下 水 道	処理区名	認可区域	整備面積	供用率
	工業地域	0.0	0.0			境	852.0	837.9	98.3
	工業専用地域	0.0	0.0			日野川	3,329.0	2,534.0	76.1
	合 計	315.5	100.0			合 計	4,181.0	3,371.9	80.6

※下水道は、地域内の処理区域全体の認可区域、整備面積(ha)

■主な資源・施設等

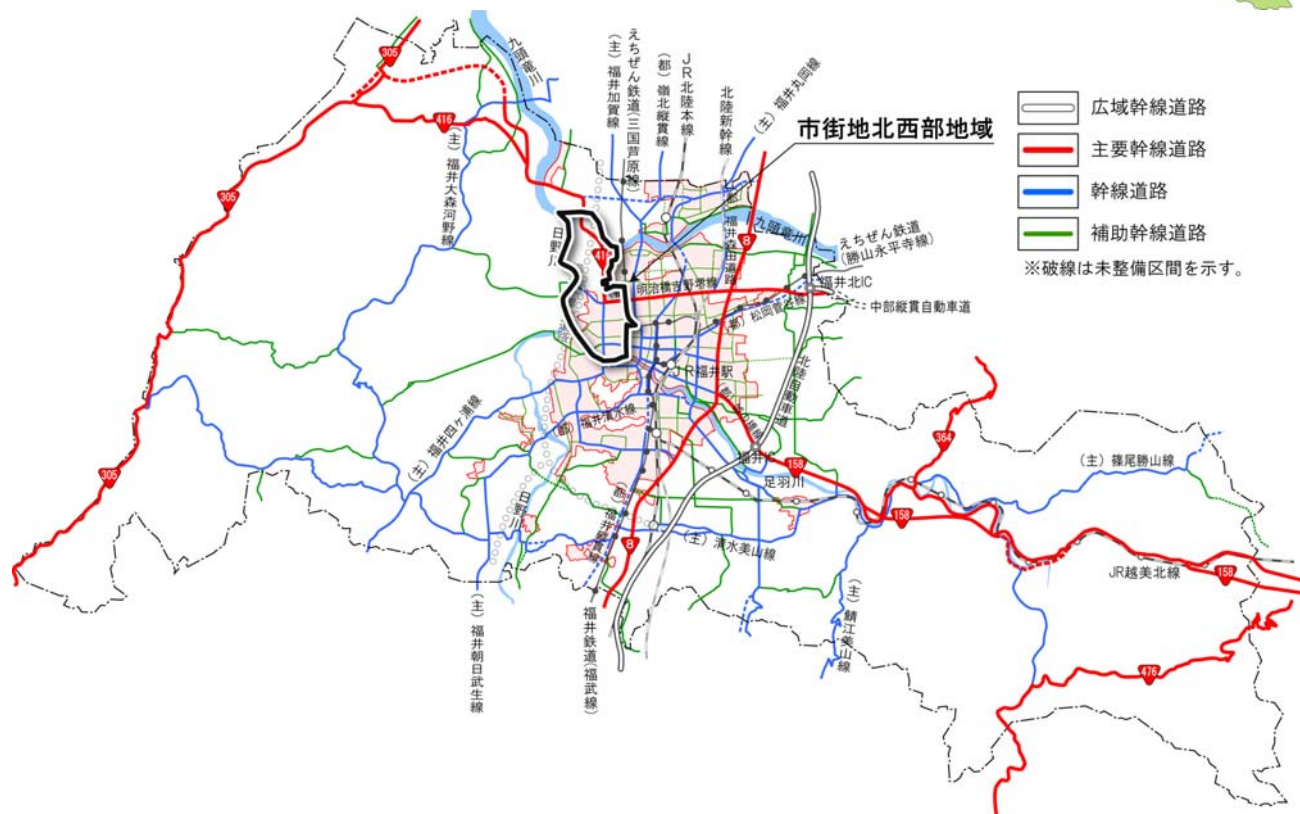
自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・九頭竜川 ・日野川 ・足羽川 ・底喰川 ・赤川 など	・湊小学校、西藤島小学校、日新小学校 ・光陽中学校、藤島中学校、福井中学校 ・福井高校、福井商業高校 ・福井工業大学 ・湊公民館、西藤島公民館、日新公民館 ・福井大学付属養護学校 ・福井養護学校 ・北サービスセンター ・県立武道館、県立馬術競技場 ・福井市研修センター ・境浄化センター、日野川浄化センター(スウェッジガーデン) ・防災ステーション など	・(都)明治橋吉野堺線(国道416号) ・(都)福井川西線 ・(都)中央線 ・(都)舟橋新安竹線 ・えちぜん鉄道(三国芦原線) ・西藤公園、菅谷公園、中狭公園 など

(2) 全体構想における地域の位置付け

- ・市街地北西部では、地域のほぼ中央から南東側にかけて都市環境創造区域（「ゆとりの住宅地ゾーン」、「複合市街地ゾーン」、「沿道環境整序ゾーン」）、北西側が田園環境共生ゾーンに位置付けられており、それぞれ適切な土地利用を図ることとされています。
- ・主要幹線道路となる国道 416 号（(都) 明治橋吉野塚線）が北側から縦断して東側に通過しているとともに、(都) 福井川西線などの幹線道路が地域内を通過しています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



市街地北西部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

九頭竜川、日野川、足羽川の合流部に位置し、河川に育まれた自然環境と景観を保全しながら、教育施設をはじめとする公共施設を活かした、快適でうるおいの感じられるまちづくりを進めています。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□快適な市街地の形成

- ・ゆとりの住宅地ゾーンである三郎丸、大宮などの住宅地は、戸建て住宅を中心とした各戸に緑あふれるやすらぎや憩いを感じられる生活空間の形成
- ・複合市街地ゾーンである花月、照手などの市街地は、戸建て住宅や共同住宅と暮らしを支える中小規模の日常生活品店舗や銀行、教育施設、事務所などが調和した地域で生活しやすい環境を形成
- ☆国道 416 号や(都)福井川西線沿線では、渋滞の少ない円滑な交通環境となるよう自動車の出入口等の配慮

□周囲の田園環境と調和した集落地域の形成

- ☆田園環境と調和した快適な居住空間の維持・向上

■交通体系整備の方針

□他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

- ・国道 416 号、(都)福井川西線、(都)環状西線などの円滑な走行性の確保のための整備・改善
- ・(都)舟橋新安竹線などの地域連携を強化する都市計画道路の整備推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進
- ・えちぜん鉄道、福井鉄道の相互乗り入れの検討と高頻度運行による公共交通幹線軸の強化

■都市環境形成の方針

□地域の個性を活かした景観づくり

- ☆国道 416 号や(都)福井川西線沿線は、良好な沿道景観となるよう建築物や広告物等の色彩や形状を配慮
- ・市街地周辺部では良好な田園景観を維持できるよう野立看板等の規制・誘導

□憩いややすらぎを与える緑の空間づくり

- ☆地域のふれあいの場である公園・緑地の維持・活用

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

- ☆九頭竜川、日野川、足羽川、底喰川、赤川などの河川や用水などの水辺空間は、憩いの場として地域の特性を活かした維持・活用

■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・九頭竜川の整備

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

- ・えちぜん鉄道新田塚駅の交通結節点としての機能と医療・福祉機能、八ツ島駅周辺の日常生活を支える商業・業務機能などの集積が連携した地域拠点の形成

■新たな交流・連携づくりの方針

□地域資源を活かした交流づくり

- ☆農業の体験活動などによる都市と農村の交流・連携の促進

6. 市街地南西部

(1) 地域の概況

- ・市街地南西部は、本市の南西部、日野川の東側に位置しています。
- ・公民館区は、社北地区、社西地区、社南地区の全部、足羽地区、東安居地区の一部が含まれます。
- ・市街化区域内は、幹線道路沿いの沿道サービス施設や一部の工業地を除いて、戸建住宅を中心とした住宅系の市街地が形成され、東部に足羽三山を望むことができます。
- ・福井運動公園や足羽山公園などスポーツ・レクリエーション施設が立地しています。
- ・市街化調整区域には、一団の優良農地が広がっています。

■都市計画の状況等

		面積 (ha)		都 市 施 設	道路		計画延長 (km)		28.10		
地域全体		1,824.5			改良済延長 (km)		26.92				
・市街化区域		684.5			改良率 (%)		95.80				
地 域 区			面積 (ha)		割合 (%)	公 園 ・ 緑 地	(単位 ha)	箇所	計画	供用	
	第1種低層住居専用地域		222.3		32.4		街区公園	27	5.22	5.10	
	第1種中高層住居専用地域		23.8		3.5		近隣公園	1	1.00	1.00	
	第2種中高層住居専用地域		39.2		5.7		地区公園	1	3.90	3.90	
	第1種住居地域		247.5		36.2		都市基幹・特殊	2	91.27	81.20	
	第2種住居地域		10.0		1.5		その他・緑地	3	5.26	5.26	
	近隣商業地域		54.5		7.9		合 計	36	106.65	106.53	
	商業地域		2.8		0.4		1人当り公園面積(供用)		31.82 m ² /人		
	準工業地域		69.2		10.1		下 水 道	処理区名	認可区域	整備面積	供用率
	工業地域		16.1		2.3			境	852.0	837.9	98.3
	工業専用地域		0.0	0.0	日野川	3,329.0		2,534.0	76.1		
合 計		684.5	100.0	合 計	4,181.0	3,371.9		80.6			

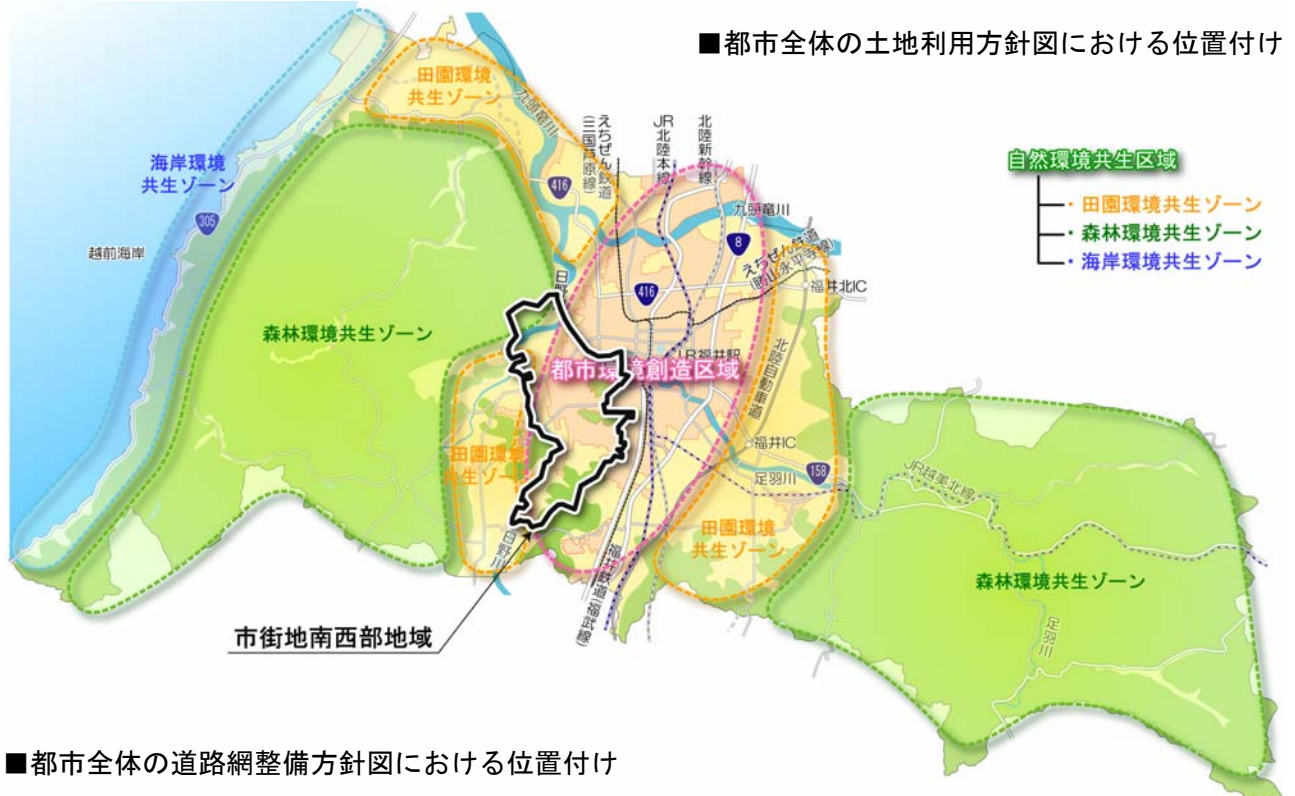
※下水道は、地域内の処理区域全体の認可区域、整備面積 (ha)

■主な資源・施設等

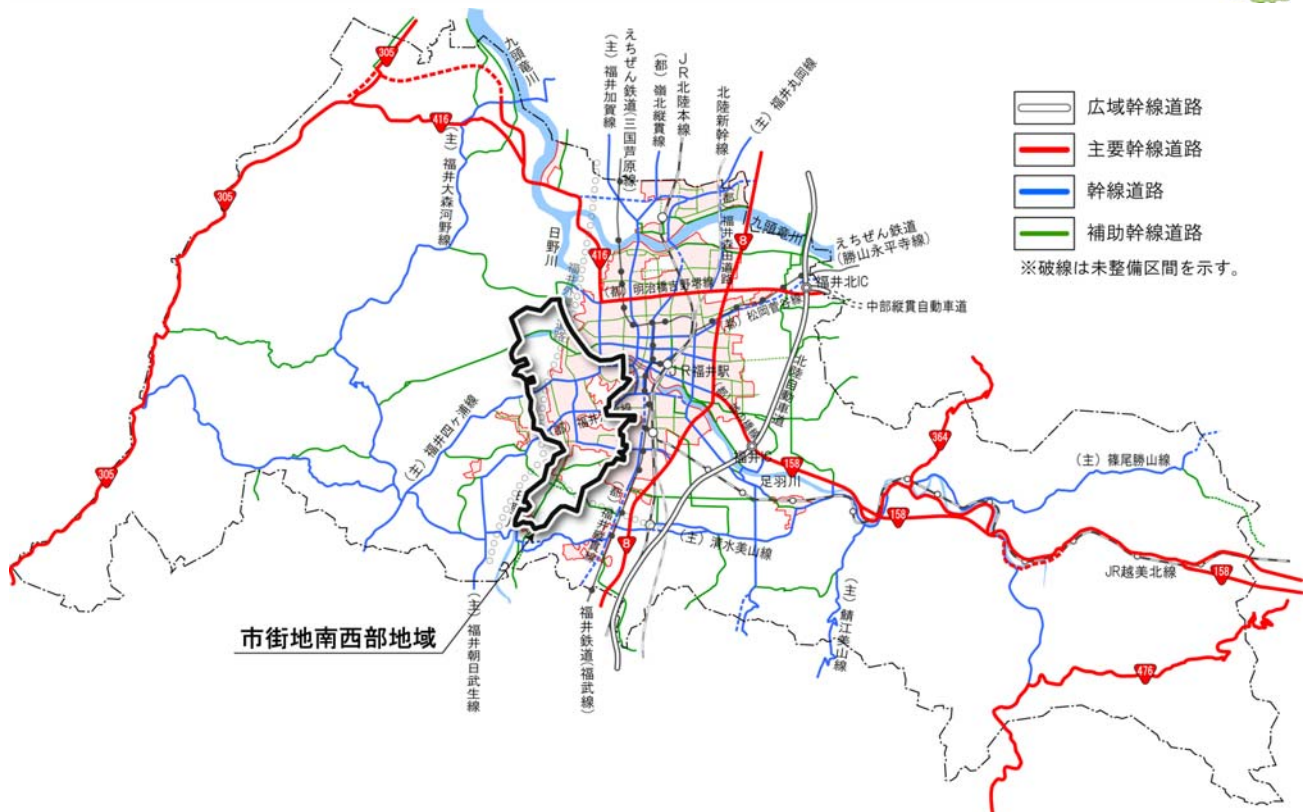
自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・足羽川（桜並木）、日野川 ・狐川、江端川 ・足羽山、兔越山、八幡山 ・継体天皇像 ・丹巖洞（薬園跡） ・足羽古墳群 ・瑞源寺 ・おさごえ民家園 ・道守荘	・東安居小学校、足羽小学校、社北小学校、社西小学校、社南小学校 ・社中学校、至民中学校 ・科学技術高校、道守高校 ・東安居公民館、足羽公民館、社北公民館、社西公民館、社南公民館 ・西サービスセンター ・西体育館、わかばテニスコート ・みどり図書館 ・福井南養護学校 ・治水記念館 ・足羽ふれあいセンター ・競輪場 ・足羽山公園遊園地（ミニ動物園） ・かんぼの宿福井（保養センター） ・収集資源センター	・（都）環状西線 ・（都）福井清水線 ・（都）加茂河原線 ・（都）福井川西線 ・（都）福井四ヶ浦線 ・（県）殿下福井線 ・（県）清水麻生津線 ・福井運動公園 ・足羽山公園 ・足羽川緑地、西部緑道、渡緑地 ・西谷中央公園
など	など	など

(2) 全体構想における地域の位置付け

- ・市街地南西部では、地域の北東側およびテクノパーク福井が都市環境創造区域（「ゆとりの住宅地ゾーン」、「複合市街地ゾーン」、「沿道環境整序ゾーン」など）、これら以外が田園環境共生ゾーンに位置付けられており、それぞれ適切な土地利用を図ることとされています。
- ・市街地環状道路を構成する(都)環状西線をはじめ、(主)福井四ヶ浦線や(都)福井清水線の幹線道路が地域内を通過しています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



市街地南西部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

足羽山をはじめとする里山環境と調和し、足羽川、日野川などの水辺空間や、福井運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設などを活かした、健康で快適に暮らせる緑豊かなまちづくりを進めていきます。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□快適な市街地の形成

- ・ゆとりの住宅地ゾーンである江守の里や運動公園周辺などの住宅地は、戸建て住宅を中心とした各戸に緑あふれるやすらぎや憩いを感じられる生活空間の形成
- ・複合市街地ゾーンである足羽や(都)環状西線の周辺の江守中、西谷などの市街地は、戸建て住宅や共同住宅と暮らしを支える中小規模の日常生活品店舗や銀行、事務所などが調和した地域で生活しやすい環境を形成
- ・工業専用ゾーンであるテクノパーク福井は、産業を支える拠点として形成された環境を維持・向上

☆(都)環状西線沿線では、渋滞の少ない円滑な交通環境となるよう自動車出入口等の配慮

□周囲の自然環境と調和した集落地域の形成

☆田園や里山環境と調和した快適な居住空間の維持・向上

■交通体系整備の方針

□他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

- ・(都)環状西線、(都)福井清水線などの円滑な走行性の確保のための整備・改善
- ・(都)加茂河原線、(県)清水麻生津線の地域連携を強化する都市計画道路等幹線道路の整備推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進

■都市環境形成の方針

□地域の個性を活かした景観づくり

- ☆足羽三山の風致や歴史資源、市街地周辺に残る里山環境の維持・向上
- ☆(都)環状西線沿線は、良好な沿道景観となるよう建築物や広告物等の色彩や形状を配慮
- ☆地域の歴史性や文化性を尊重した集落の景観の維持・向上

□憩いややすらぎを与える緑の空間づくり

- ・足羽山公園、西部緑道、福井運動公園の連続性や一体性に配慮した、憩い・レクリエーション拠点としての機能の保全・向上
- ☆地域のふれあいの場である公園・緑地の維持・活用

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

☆日野川、足羽川、江端川、狐川の河川や用水などの水辺空間は、憩いの場として地域の特性を活かした維持・活用

□快適な生活環境を支える下水道の整備

- ・地域の特性を踏まえた手法による污水处理の整備・改善

■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・狐川の改修・整備

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

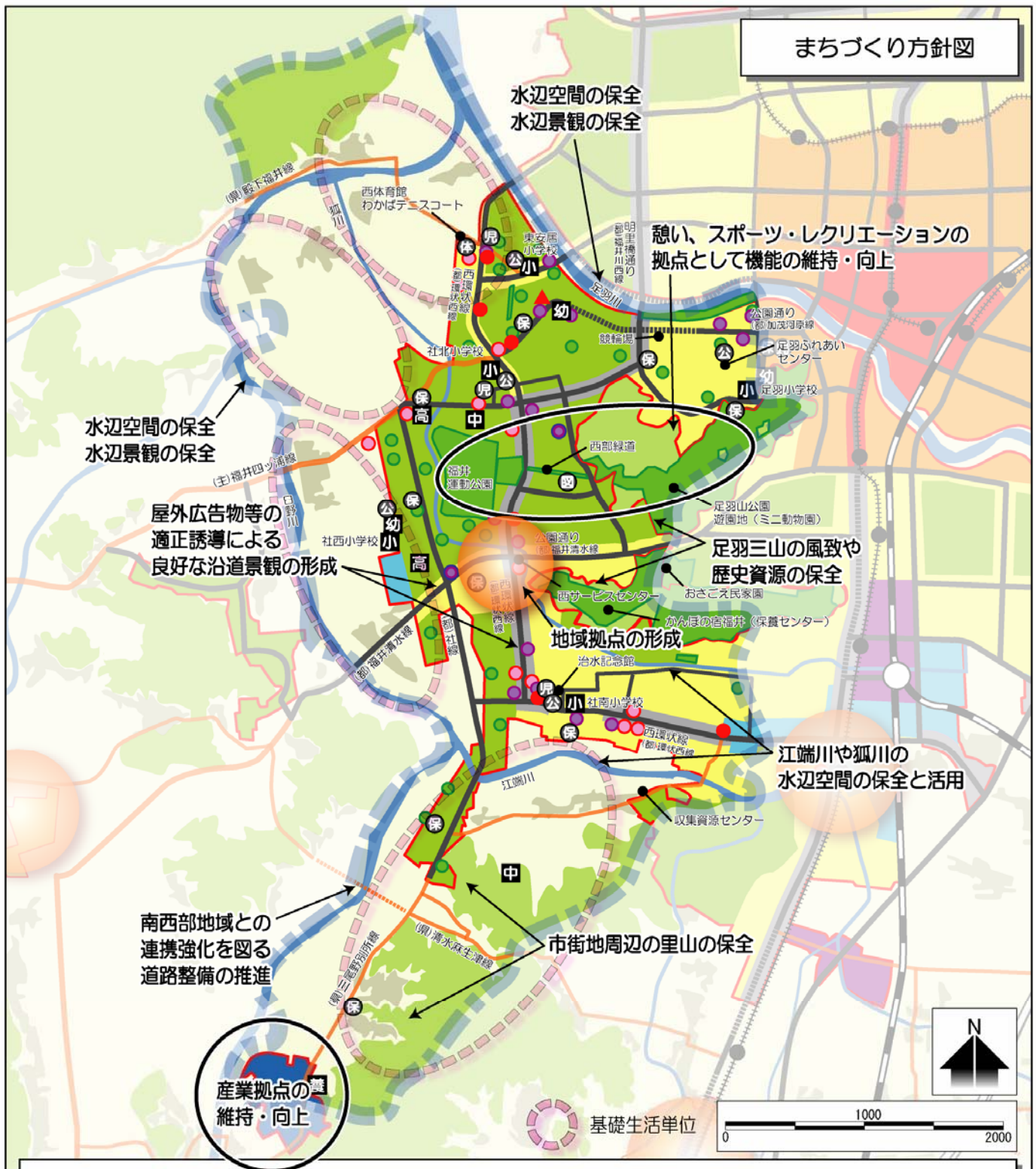
- ・A コープやしろ店周辺における日常生活を支える商業・業務、福祉、交流、行政サービス機能などの集積と路線バス等の公共交通機関が連携した地域拠点の形成

■新たな交流・連携づくりの方針

□地域資源を活かした交流づくり

☆農林業の体験活動などによる都市と農村の交流・連携の促進

まちづくり方針図



凡 例

	地域界
	市街化区域界
	都市計画道路 (破線は未整備区間、歩線を除く)
	その他の道路 (破線は未整備区間)
	鉄道 (JR)
	鉄道

	学校教育施設
	公共公益施設
	大規模小売店舗
	金融機関 (●は銀行、▲は郵便局)
	病院・医院等 (老人福祉施設は外側に青色表記)
	都市計画公園

凡 例 (土地利用)

	ゆとりの住宅地ゾーン
	複合市街地ゾーン
	都市型産業ゾーン
	工業専用ゾーン
	沿道環境整序ゾーン
	田園環境共生ゾーン
	森林環境共生ゾーン
	集落地域

7. 市街地南部

(1) 地域の概況

- ・本地域は、市の南部に位置し、南側は鯖江市に隣接しています。
- ・公民館区は、清明地区、麻生津地区の全部、木田地区、豊地区の一部が含まれます。
- ・板垣や下荒井、みのりなどでは、良好な住宅市街地が形成されています。
- ・国道8号や(都)福井縦貫線などの沿道を中心に複合市街地が形成され、J R越前花堂駅周辺を中心に工場や流通施設などが立地しています。
- ・市街地以外では、青葉台団地や江尻が丘団地などの大規模な戸建専用住宅団地のほか、山裾を中心に集落が点在しています。また、平野部では一団の優良農地が広がっています。
- ・J R北陸本線、福井鉄道福武線の鉄道が南北に通過しています。
- ・県立音楽堂、県立図書館、市立美術館など文化施設が立地しています。

■都市計画の状況等

		面積(ha)		都 市 施 設	道 路	計画延長(km)		27.40		
地域全体		2,516.7				改良済延長(km)		24.84		
・市街化区域		820.7				改良率(%)		90.66		
地 域 地 区			面積(ha)		割合(%)	公 園 ・ 緑 地	(単位 ha)	箇所	計画	供用
	第1種低層住居専用地域		88.9		10.8		街区公園	22	6.83	6.81
	第1種中高層住居専用地域		127.1		15.5		近隣公園	3	5.10	5.10
	第2種中高層住居専用地域		4.9		0.6		地区公園	0	0	0
	第1種住居地域		248.3		30.3		都市基幹・特殊	1	50.50	50.50
	第2種住居地域		0.0		0.0		その他・緑地	1	0.28	0.28
	近隣商業地域		20.4		2.5		合 計	27	62.71	62.69
	商業地域		0.0	0.0	1人当り公園面積(供用)		17.01 m ² /人			
	区	準工業地域		246.0	30.0	下 水 道	処理区名	認可区域	整備面積	供用率
		工業地域		85.1	10.3		境	852.0	837.9	98.3
		工業専用地域		0.0	0.0		日野川	3,329.0	2,534.0	76.1
		合 計		820.7	100.0		合 計	4,181.0	3,371.9	80.6

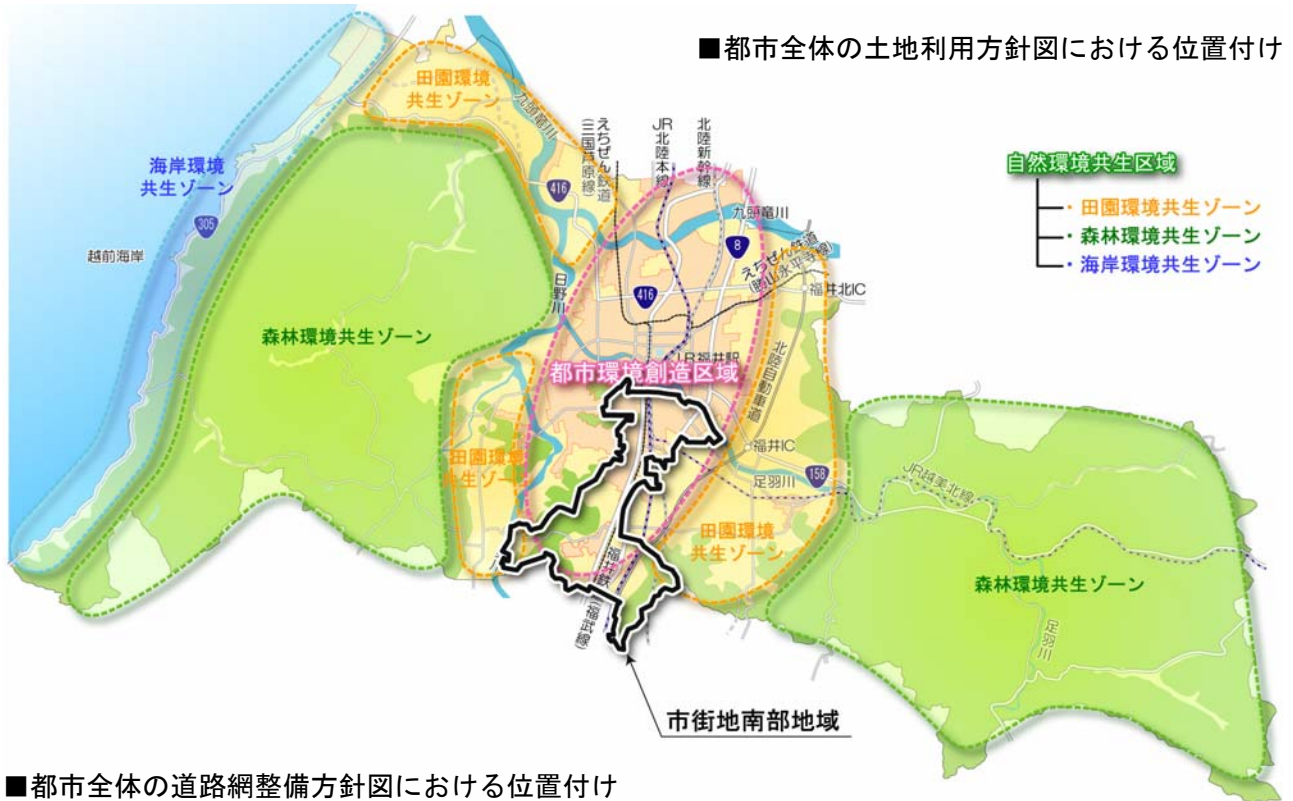
※下水道は、地域内の処理区域全体の認可区域、整備面積(ha)

■主な資源・施設等

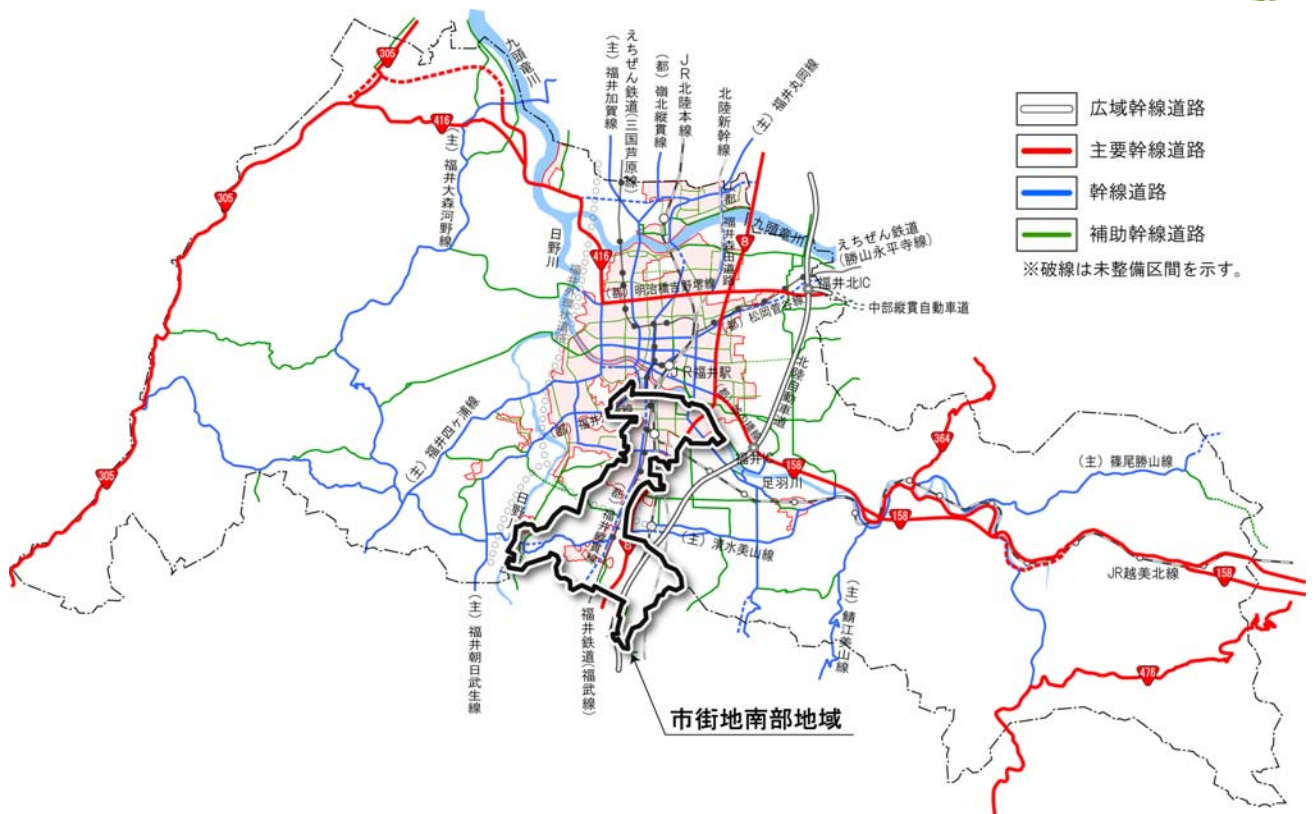
自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・足羽川 ・狐川 ・江端川 ・高橋川 ・朝六川 ・三十八社川 ・足羽山、兔越山、八幡山、文殊山、城山 ・旧北陸道 ・泰澄寺、専照寺(中野本山) ・清原宣賢卿墓所 ・おさごえ民家園	・木田小学校、豊小学校、清明小学校、麻生津小学校 ・明倫中学校、足羽中学校 ・羽水高校、足羽高校 ・木田公民館、清明公民館、豊公民館、麻生津公民館 ・県立図書館 ・県立音楽堂(ハーモニーホールふくい) ・福井市美術館 ・福井赤十字病院、福井厚生病院 ・南サービスセンター ・足羽山公園遊園地(ミニ動物園) ・福井市南消防署 ・一本木浄水場	・北陸自動車道 ・(都)東縦貫線(国道8号) ・(都)福井縦貫線 ・(都)環状西線 ・(都)板垣山奥線 ・(都)福井東郷線 ・(都)福井清水線 ・(主)清水美山線 ・(県)清水麻生津線 ・J R北陸本線 ・福井鉄道(福武線) ・足羽山公園(足羽三山の一部とカルチャーパーク) ・下馬中央公園、山奥公園、南公園 ・大島グラウンド、江尻グラウンド、ジュニアグラウンド

(2) 全体構想における地域の位置付け

- ・市街地南部では、地域の北側から中央にかけて都市環境創造区域（「ゆとりの住宅地ゾーン」、「流通業務ゾーン」、「沿道環境整序ゾーン」など）、麻生津地区に都市環境創造区域、これら以外が田園環境共生ゾーンに位置付けられており、それぞれ適切な土地利用を図ることとされています。
- ・主要幹線道路となる国道 8 号をはじめ、(都)福井縦貫線や福井鉄道福井武生線が地域内を縦断しています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



市街地南部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

市街地の緑豊かな足羽三山と南方の文殊山を望みながら、鉄道等の南北の交通幹線軸を活かし、水と緑・歴史と文化が調和した交流のあるまちづくりを進めます。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□快適な市街地の形成

- ・ゆとりの住宅地ゾーンである板垣、みのり、下荒井などの住宅地は、戸建て住宅を中心とした各戸に緑あふれるやすらぎや憩いを感じられる生活空間の形成
- ・複合市街地ゾーンである羽水、花堂北、江端などの市街地は、戸建て住宅や共同住宅と暮らしを支える中小規模の日常生活品店舗や銀行、事務所などが調和した地域で生活しやすい環境を形成
- ・流通業務ゾーンであるＪＲ北陸本線花堂駅周辺の市街地は、周辺環境と調和しつつ操業しやすい流通業務地を形成
- ・工業専用ゾーンであるテクノパーク福井は、産業を支える拠点として形成された環境を維持・向上
- ☆国道８号や(都)福井縦貫線、(都)環状西線沿線の沿線では、渋滞の少ない円滑な交通環境となるよう自動車出入口等の配慮
- ・みのり・月見の(都)福井縦貫線沿線及び浅水駅周辺などにおける都市基盤整備の必要性の検討

□周囲の自然環境と調和した集落地域等の形成

- ☆田園や里山環境と調和した快適な集落環境の維持・向上
- ☆市街化調整区域の一団の住宅地は、周囲の自然環境の保全・調和に配慮しつつ、良好な住環境の形成

■交通体系整備の方針

□他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

- ・国道８号や(都)福井縦貫線、(都)環状西線などの円滑な走行性の確保のための整備・改善
- ・(都)福井縦貫線、(主)清水美山線など地域連携を強化する都市計画道路等幹線道路の整備推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進
- ・えちぜん鉄道、福井鉄道の相互乗り入れ及びＪＲ北陸線による公共交通幹線軸の強化。福井鉄道の新駅設置

■都市環境形成の方針

□地域の特性を活かした景観づくり

- ☆旧北陸道を活かした街並み景観の維持・向上
- ☆足羽三山の風致や歴史資源、市街地周辺に残る里山環境の維持・向上
- ☆国道８号や(都)環状西線沿線は、良好な沿道景観となるよう建築物や広告物等の色彩や形状を配慮

□憩いややすらぎを与える緑の空間づくり

- ☆足羽三山、文殊山の自然と歴史、文化を活かしたレクリエーション拠点、シンボルとしての利活用
- ・文殊山、城山周辺の風致地区指定の検討
- ☆地域のふれあいの場である公園・緑地の維持と活用

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

- ☆足羽川、江端川、朝六川、狐川、高橋川の河川や用水などの水辺空間は、憩いの場として地域の特性を活かした維持・活用

□快適な生活環境を支える下水道の整備

- ・地域の特性を踏まえた手法による污水处理の整備・改善

■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・江端川の改修や治山・治水事業の継続的な実施

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

- ・福井鉄道福武線ベル前駅の交通結節点としての機能を活かし、日常生活を支える商業・業務機能や交流機能、行政サービス機能などが集積した地域拠点の形成
- ・浅水駅周辺の交通結節点としての機能を活かし、日常生活を支える店舗や交流機能などが集積した地域拠点の形成

■新たな交流・連携づくりの方針

□地域資源を活かした交流づくり

- ・文化・交流の拠点として県立音楽堂や市立美術館、県産業会館の活用
- ☆農林業の体験活動などによる都市と農村の交流・連携の促進

まちづくり方針図



基礎生活単位

足羽三山の風致や
歴史資源の保全

(都) 福井縦貫線の
計画的な整備推進

水辺空間の保全、
水辺景観の保全

レクリエーション・観光拠点
として機能の維持・向上

狐川や江端川の
水辺空間の保全と活用

産業拠点の
維持・向上

屋外広告物等の
適正誘導による
良好な
沿道景観の形成

地域拠点の形成

朝六川や三十八社川、
高橋川の水辺空間の
保全と活用

産業拠点の
維持・向上

南西部との連携強化を図る
道路整備の推進

地域拠点の形成

産業拠点の維持・向上

快適な集落環境の維持・向上

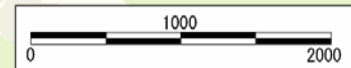
風致地区などの
指定の検討による
自然環境の保全

市街地周辺の
里山の保全

(旧) 北陸道の
街並みづくり

田園風景に調和した
集落景観の保全

野立て看板の規制・誘導



凡 例

	地域界
	市街化区域界
	都市計画道路 (破線は未整備区間、歩線を除く)
	その他の道路 (破線は未整備区間)
	鉄道 (JR)
	鉄道

	学校教育施設
	公共公益施設
	大規模小売店舗
	金融機関 (●は銀行、▲は郵便局)
	病院・医院等 (老人福祉施設は外側に青色表記)
	都市計画公園

凡 例 (土地利用)

	ゆとりの住宅地ゾーン
	複合市街地ゾーン
	まちなか市街地ゾーン
	流通業務ゾーン
	都市型産業ゾーン
	工業専用ゾーン
	沿道環境整序ゾーン
	田園環境共生ゾーン
	森林環境共生ゾーン
	集落地域

8. 南東部

(1) 地域の概況

- ・南東部地域は、本市の南東部に位置し、南側は鯖江市に隣接しています。
- ・公民館区は、東郷地区、上文殊地区、一乗地区、六条地区、文殊地区の全部、酒生地区の一部が含まれます。
- ・東郷地区には、J R 越美北線の東郷駅を中心に戸建て住宅を中心とした既存の市街地が形成され、地区のほぼ中央では徳光用水路と一体となった固有の街並みが形成されています。
- ・地域全体としては、文殊山や一乗山に代表される山並みのもと、広大な田園地帯が広がり、点在する集落地域と恵まれた自然環境とが調和し一体となった固有の田園風景が形成されています。
- ・一乗地区には、国指定の特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡があり、本市の主要な観光地にもなっています。

■都市計画の状況等

		面積 (ha)		都 市 施 設	計画延長 (km)		5.62			
地域全体		4,963.3			改良済延長 (km)		4.88			
・市街化区域		108.8			改良率 (%)		86.83			
地 域 地 区			面積 (ha)		割合 (%)	公 園 ・ 緑 地	(単位 ha)	箇所	計画	供用
	第1種低層住居専用地域		0.0		0.0		街区公園	0	0	0
	第1種中高層住居専用地域		38.5		35.4		近隣公園	0	0	0
	第2種中高層住居専用地域		0.0		0.0		地区公園	0	0	0
	第1種住居地域		27.8		25.6		都市基幹・特殊	0	0	0
	第2種住居地域		0.0		0.0		その他・緑地	0	0	0
	近隣商業地域		5.6		5.1		合 計	0	0	0
	商業地域		0.0		0.0		1人当り公園面積(供用)		0.00 m ² /人	
	準工業地域		29.2		26.8	下 水 道	処理区名	認可区域	整備面積	供用率
	工業地域		7.7		7.1		日野川	3,329.0	2,534.0	76.1
	工業専用地域		0.0	0.0						
	合 計		108.8	100.0	合 計		3,329.0	2,534.0	76.1	

※下水道は、地域内の処理区域全体の認可区域、整備面積 (ha)

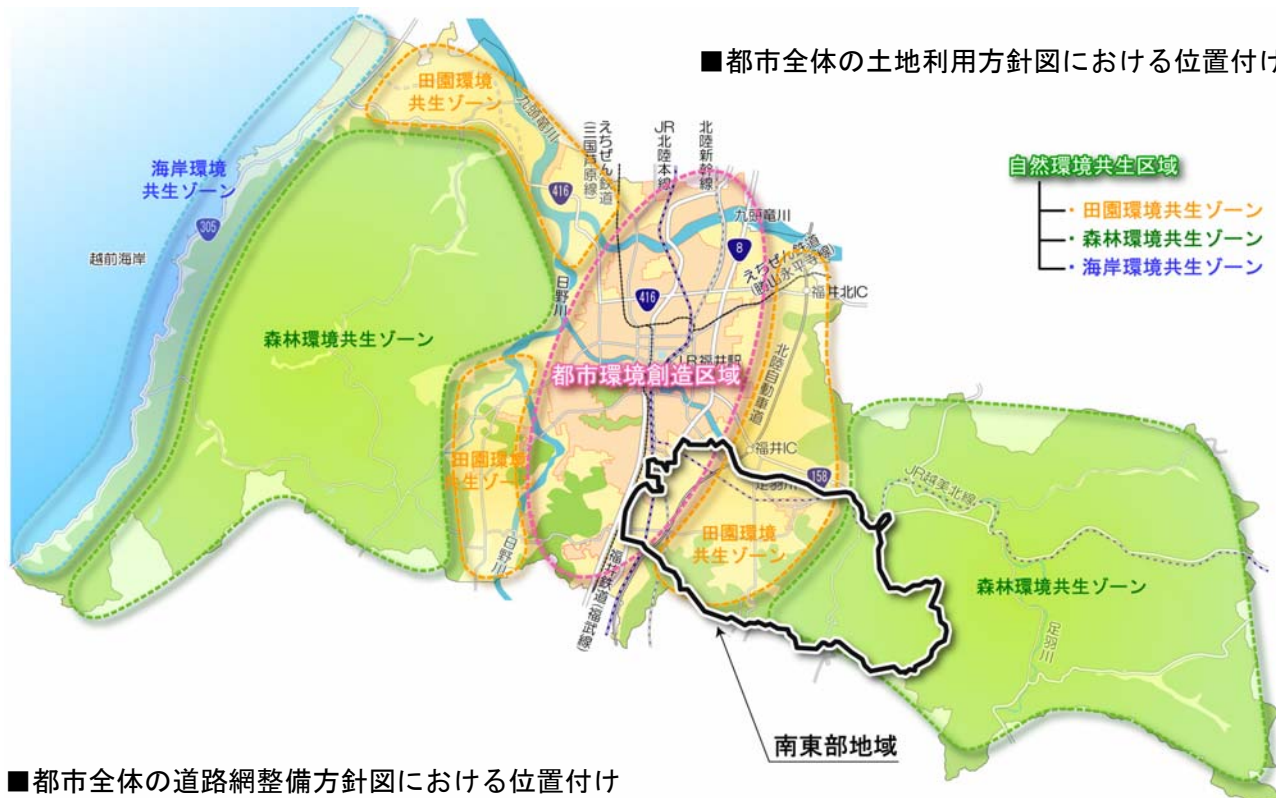
■主な資源・施設等

自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・足羽川、高橋川、江端川 ・一乗谷川、徳光用水路 ・文殊山、白椿山 ・一乗谷朝倉氏遺跡、御茸山古墳群 ・槇山城址 ・大森神社跡地 ・一乗滝 ・東大寺領荘園（糞置荘） ・文殊井筒 ・法光寺、盛源寺 ・明智神社、春日神社	・六条小学校、東郷小学校、文殊小学校、一乗小学校 ・上文殊小学校 ・足羽第一中学校、福井南高校 ・六条公民館、東郷公民館、文殊公民館、一乗公民館、上文殊公民館 ・東足羽連絡所 ・県立図書館 ・福井県産業会館、ユー・アイふくい ・東体育館、南体育館 ・少年自然の家、水の駅 ・小次郎の里ファミリーパーク ・一乗谷史跡公園センター ・一乗ふるさと交流館	・北陸自動車道 ・(都) 東縦貫線 (国道8号) ・(都) 福井東郷線 ・(主) 福井今立線 ・(主) 鯖江美山線 ・(主) 清水美山線 ・(主) 篠尾勝山線 ・J R 北陸本線 ・J R 越美北線
など	など	など

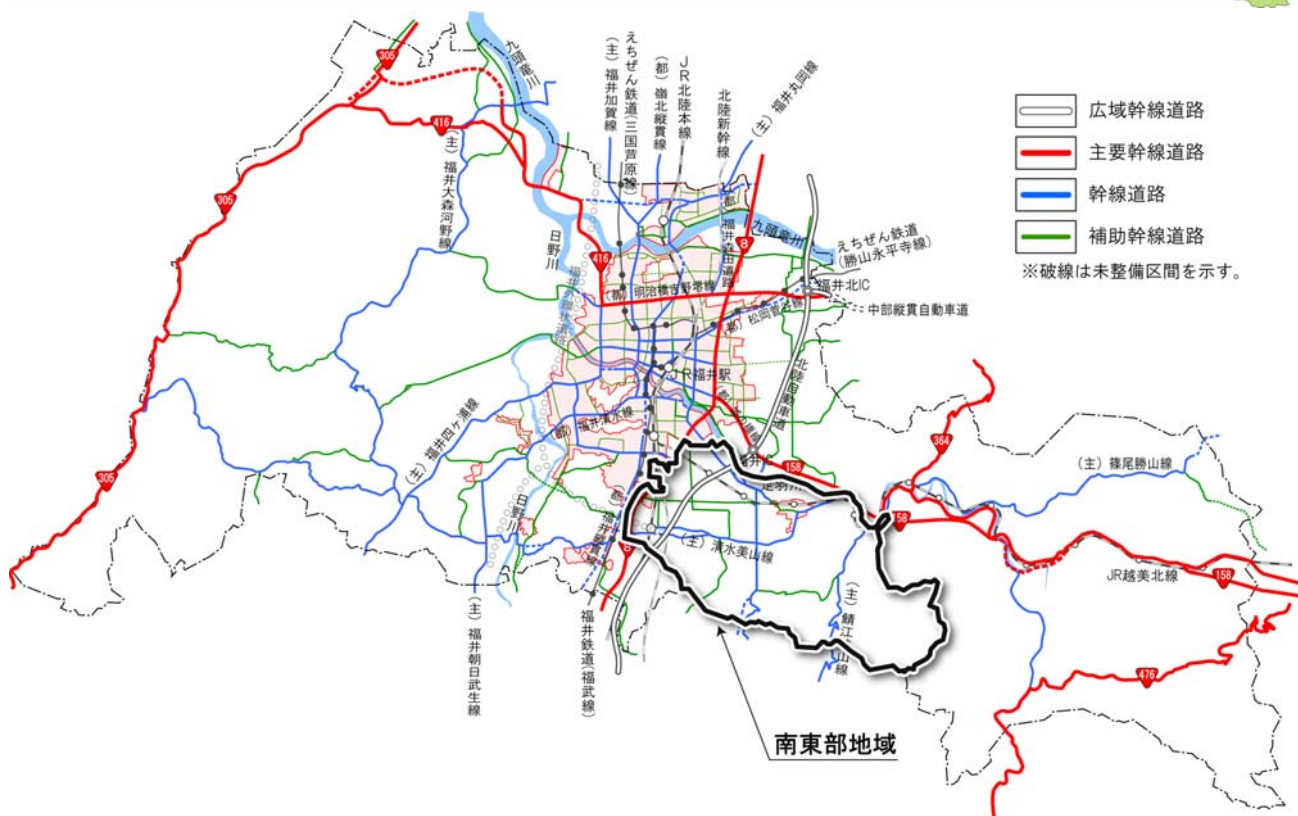
（２）全体構想における地域の位置付け

- ・南東部では、地域の西側の一部、東郷地区に都市環境創造区域（ゆとりの住宅地ゾーン、流通業務ゾーン、沿道環境整序ゾーンなど）が位置付けられ、これら以外は田園環境共生ゾーンと森林環境共生ゾーン（一乗地区）として、それぞれ適切な土地利用を図ることとされています。
- ・地域の西側を北陸自動車道が通過しているほか、(主)福井今立線や(主)清水美山線などの市街地方面や本市各地域、隣接市を結ぶ幹線道路が地域内を通過しています。

■都市全体の土地利用方針図における位置付け



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



南東部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

文殊山や一乗山などの緑の山並みや広大な田園地帯の中で水や緑、歴史や生活が調和した美しいまちづくりを進めていきます。

また、国の宝である一乗谷朝倉氏遺跡周辺は、歴史・文化、観光の視点から総合的な拠点づくりを進めます。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□快適な市街地の形成

- ・ゆとりの住宅地ゾーンである東郷地区のＪＲ越美北線の南側の住宅地は、戸建て住宅を中心とした各戸に緑あふれるやすらぎや憩いが感じられる生活空間の形成
- ・複合市街地ゾーンである東郷地区のＪＲ越前東郷駅周辺及び北側の沿線北側などの市街地は、戸建て住宅と暮らしを支える中小規模の日常生活品店舗などが調和した市街地として、地域で生活しやすい環境を形成
- ・流通業務ゾーンである国道８号沿線の下河北の工業地は広域交通の利便性を活かした流通業務地として、操業しやすい環境を形成
- ・東郷など面的な市街地整備が行われていない地区における都市基盤整備の必要性の検討

□周囲の自然環境と調和した集落地域の形成

☆田園や里山環境と調和した快適な居住空間の維持・向上

■交通体系整備の方針

□他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

- ・(都)福井東郷線、(主)清水美山線、(主)福井今立線などの円滑な走行性の確保のための整備・改善
- ・(都)福井東郷線など地域連携を強化する都市計画道路等幹線道路の整備推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進

■都市環境形成の方針

□地域の特性を活かした景観づくり

☆街道沿いに残る伝統的な家並みや用水を活かしたやすらぎのある景観の維持・向上

☆糞置荘周辺の景観の維持

- ・文殊山周辺の風致地区指定の検討

☆全国植樹祭の取り組みを契機とした特色ある緑のまちづくり

□潤いや安らぎを与える緑の空間づくり

☆文殊山の自然や歴史シンボルとしての利活用

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

☆足羽川、江端川、一乗谷川の河川や徳光用水路などの水辺空間は、憩いの場として地域の特性を活かした維持・活用

□快適な生活環境を支える下水道の整備

- ・地域の特性を踏まえた手法による污水处理の整備、改善

■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・江端川の改修や治山・治水事業の継続的な実施

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

- ・ＪＲ越前東郷駅周辺の交通結節点としての機能を活かし、日常生活を支える店舗・業務機能や交流機能などが集積した地域拠点を形成

■新たな交流・連携づくりの方針

□地域資源を活かした交流づくり

☆農林業の体験活動などによる都市と農村の交流・連携の促進

□一乗谷朝倉氏遺跡周辺の環境整備

- ・歴史、自然環境の積極的な保全、復元

☆地区全体として悠久の自然と歴史、生活文化が感じられる総合的な景観づくり

- ・観光客の滞留を促進する遺跡及び周辺施設の連携強化
- ・自然・歴史の体験学習などの拠点としての誘導

9. 北部

(1) 地域の概況

- ・当地域は本市の北部、九頭竜川の北側に位置し、北側は坂井市に隣接しています。
- ・公民館区は、森田地区、河合地区が含まれます。
- ・つくし野、上野本町新などでは良好な住宅市街地が、(都)福井縦貫線などの沿道では複合市街地がそれぞれ形成されています。
- ・二日市には工業専用地が、J R 北陸沿線などでは工業地が形成されています。
- ・森田北東部土地区画整理事業区域内では、地区計画によって良好な市街地の形成を誘導しています。
- ・西側の市街化調整区域には、優良農地が広がっています。

■都市計画の状況等

		面積 (ha)		都 市 施 設	道 路	計画延長 (km)		28.56	
地域全体		1,468.2				改良済延長 (km)		18.79	
・市街化区域		473.7				改良率 (%)		65.79	
地 域 地 区			面積 (ha)	割合 (%)	公 園 ・ 緑 地	(単位 ha)	箇所	計画	供用
	第1種低層住居専用地域		21.2	4.5		街区公園	10	1.49	1.49
	第1種中高層住居専用地域		156.3	33.0		近隣公園	1	1.0	1.0
	第2種中高層住居専用地域		0.0	0.0		地区公園	0	0	0
	第1種住居地域		84.9	17.9		都市基幹・特殊	0	0	0
	第2種住居地域		0.0	0.0		その他・緑地	1	10.2	10.2
	近隣商業地域		10.5	2.2		合 計	12	12.7	12.7
	商業地域		0.0	0.0		1人当り公園面積 (供用)		8.31 m ² /人	
	準工業地域		103.8	21.9	下 水 道	処理区名	認可区域	整備面積	供用率
	工業地域		57.0	12.0		第1 (流域)	557.0	273.2	49.0
	工業専用地域		40.0	8.4		第2 (流域)	63.0	49.9	79.2
	合 計		473.7	100.0		合 計	620.0	323.1	52.1

※下水道は、地域内の処理区域全体の認可区域、整備面積 (ha)

■主な資源・施設等

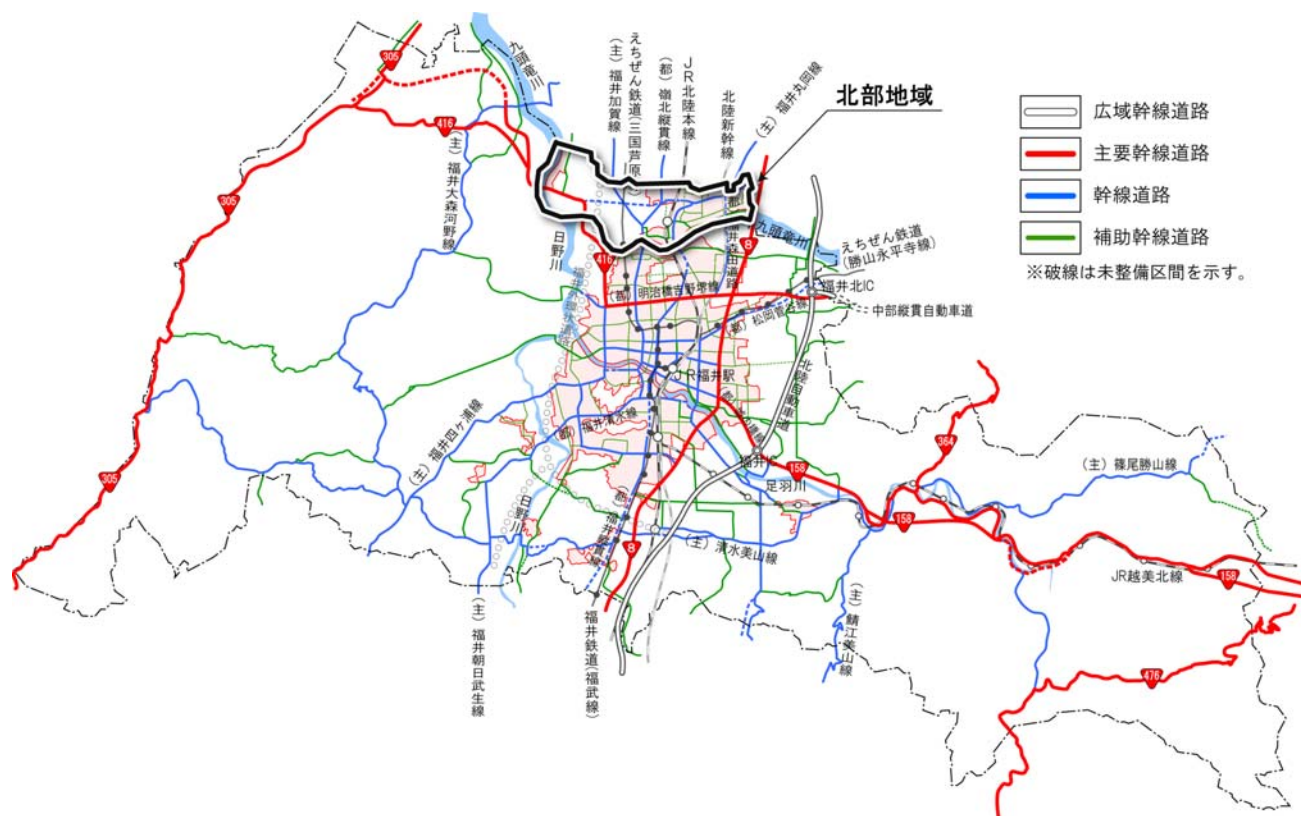
自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・九頭竜川、アラレガコ生息地 ・芳野川 ・大森川 ・ハヶ川 ・北川 など	・森田小学校、河合小学校 ・森田中学校 ・森田公民館、河合公民館 ・北体育館 ・仁愛女子短期大学 ・森田連絡所 ・森田配水塔 (マイアクア) など	・JR 北陸本線 ・えちぜん鉄道 (三国芦原線) ・(都)福井川西線 (国道 416 号) ・(都)福井縦貫線 ・(都)嶺北縦貫線 ・(都)川西国道線 ・(都)福井森田道路 ・(主)福井加賀線 ・(主)福井丸岡線 ・九頭竜川緑地 (一部天池河川公園) など

（２）全体構想における地域の位置付け

- ・北部では、地域の東側が都市環境創造区域（「ゆとりの住宅地ゾーン」、「複合市街地ゾーン」、「都市型産業ゾーン」）、東側が田園環境共生ゾーンに位置付けられており、それぞれ適切な土地利用を図ることとされています。
- ・幹線道路として、（都）福井縦貫線や（都）嶺北縦貫線により市街地方面や隣接市と連絡しており、地域内を横断する（都）川西国道線の整備が予定されています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



北部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

九頭竜川の恵みを活かし水と緑が調和したうまいのあるまちづくりを進めていきます。
市街地北東部との連携を強化し、ゆとりある快適な暮らしが実現できる緑豊かな新しいまちづくりを進めます。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□快適な市街地の形成

- ・ゆとりの住宅地ゾーンであるつくし野、上野本町などでは、戸建て住宅を中心とした各戸に緑あふれるやすらぎや憩いを感じられる生活空間の形成
- ・複合市街地ゾーンである(都)福井縦貫線や(都)川西国道線の沿道などでは、戸建て住宅や共同住宅と暮らしを支える中小規模の日常生活品店舗や銀行、事務所などが調和した、地域で生活しやすい環境を形成
- ・都市型産業ゾーンである石盛や定正などの工場が集積する市街地は周辺環境と調和しつつ操業しやすい工業地を形成
- ・工業専用ゾーンである二日市の市街地は、産業を支える拠点として形成された環境を維持・向上
- ・天池などの面的な市街地整備が行われていない地区における都市基盤整備の必要性の検討

□周囲の自然環境と調和した集落地域の形成

- ☆田園環境と調和した快適な居住空間の維持・向上

■交通体系整備の方針

□隣接市や他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

- ・国道416号、(都)福井縦貫線、(都)嶺北縦貫線などの円滑な走行性の確保のための整備・改善
- ・(都)福井森田道路、(都)川西国道線など地域連携を強化する都市計画道路等幹線道路の整備推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進

■都市環境形成の方針

□地域の特性を活かした景観づくり

- ☆田園風景に調和した集落景観の維持
- ・良好な田園景観を維持できるよう野立看板等の規制・誘導
- ☆(都)福井縦貫線などの沿線では、良好な沿道景観となるよう建物や広告物等の色彩や形状を配慮

□憩いややすらぎを与える緑の空間づくり

- ☆地域のふれあいの場として公園・緑地の維持・活用

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

- ☆北川、八ヶ川、芳野川、大森川などの河川や用水などの水辺空間は、憩いの場として地域の特性を活かした維持・活用
- ・アラレガコの新生に配慮した九頭竜川の砂礫河原の保全・再生

□快適な生活環境を支える下水道の整備

- ・地域の特性を踏まえた手法による污水处理の整備・改善

■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・九頭竜川、八ヶ川、芳野川、大森川の整備

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

- ・JR森田駅の交通結節点としての機能を活かし、日常生活を支える商業・業務機能や交流機能、行政サービス機能などが集積した地域拠点を形成

■新たな交流・連携づくりの方針

□地域資源を活かした交流づくり

- ☆農業の体験活動などによる都市と農村の交流・連携の促進

まちづくり方針図



凡 例

- 地域界
- 市街化区域界
- 都市計画道路
(破線は未整備区間、歩道を除く)
- その他の道路
(破線は未整備区間)
- 鉄道 (JR)
- 鉄道
- 学校教育施設
- 公共公益施設
- 大規模小売店舗
- 金融機関
(●は銀行、▲は郵便局)
- 病院・医院等
(老人福祉施設は外側に青色表記)
- 都市計画公園

凡例 (土地利用)

- ゆとりの住宅地ゾーン
- 複合市街地ゾーン
- 流通業務ゾーン
- 都市型産業ゾーン
- 工業専用ゾーン
- 田園環境共生ゾーン
- 森林環境共生ゾーン
- 集落地域



10. 北西部

(1) 地域の概況

- ・本地域は、本市の北西部、九頭竜川・日野川の西側に位置し、北側は坂井市に隣接しています。
- ・公民館区は、大安寺地区、本郷地区、宮ノ下地区、鶉地区、棗地区、鷹巣地区、国見の全部、西藤島地区の一部が含まれます。
- ・地域の南東部は福井都市計画区域、北部は嶺北北部都市計画区域に指定されています。
- ・国道305号や国道416号、主要地方道福井大森河野線などに沿って集落地域が形成されています。
- ・海岸沿いは、越前加賀海岸国定公園に指定され、本市の主要な観光地となっています。
- ・地域の北西部には、隣接する坂井市とともにテクノポート福井が整備され、本市の主要な産業拠点となっています。

■都市計画の状況等

		面積 (ha)		都 市 施 設	道 路	計画延長 (km)		12.81	
地域全体		9,096.5				改良済延長 (km)		0.16	
・用途地域		284.0				改良率 (%)		1.25	
		面積 (ha)	割合 (%)			(単位 ha)	箇所	計画	供用
地 域 地 区	第1種低層住居専用地域	0.0	0.0		公 園 ・ 緑 地	街区公園	0	0	0
	第1種中高層住居専用地域	0.0	0.0			近隣公園	0	0	0
	第2種中高層住居専用地域	0.0	0.0			地区公園	2	8.44	8.44
	第1種住居地域	0.0	0.0			都市基幹・特殊	0	0	0
	第2種住居地域	0.0	0.0			その他・緑地	1	61.40	61.40
	近隣商業地域	0.0	0.0			合 計	3	69.44	69.44
	商業地域	0.0	0.0			1人当り公園面積 (供用)		60.75 m ² /人	
	準工業地域	0.0	0.0			下 水 道	処理区名	認可区域	整備面積
	工業地域	0.0	0.0	第3 (流域)	57.0ha		52.0ha	91.2%	
	工業専用地域	284.0	100.0	鷹 巢 国 見 (特 環)	106.0ha		97.5ha	92.0%	
合 計	284.0	100.0	合 計	163.0	149.5		91.7		

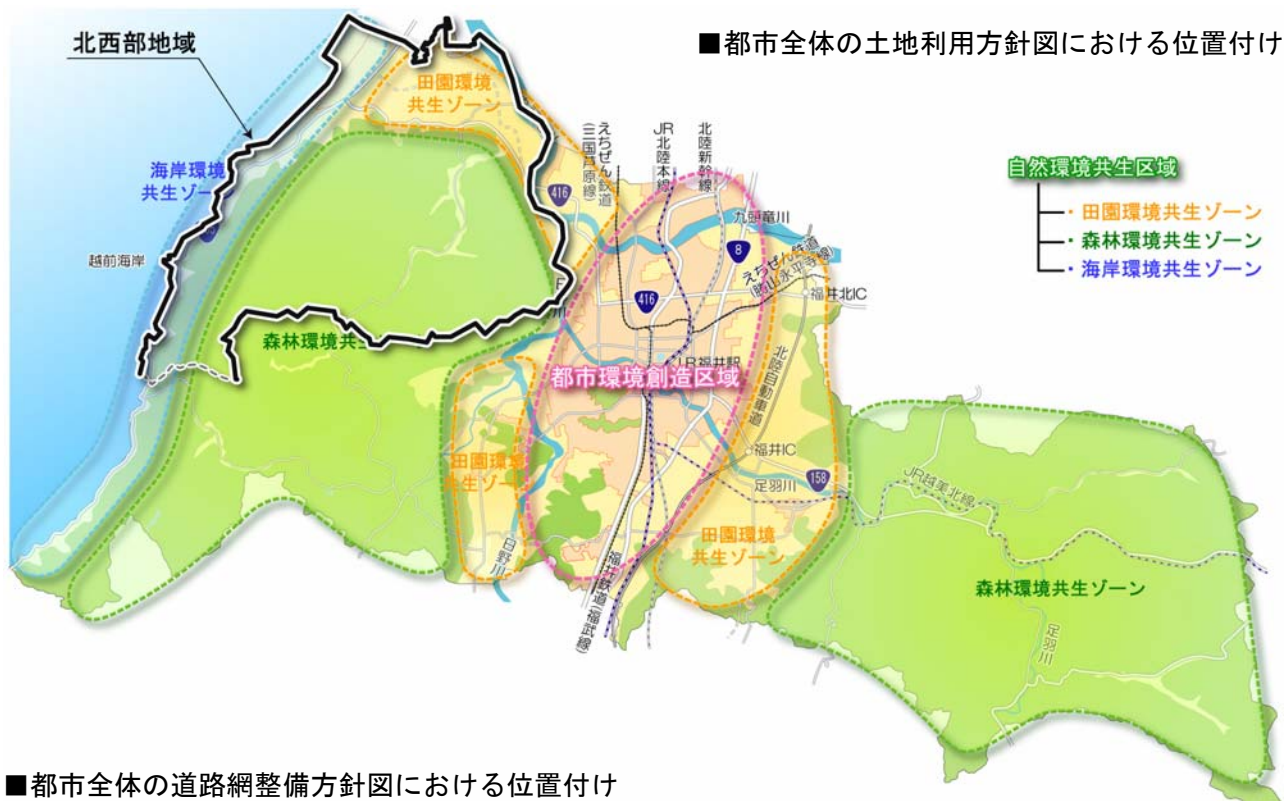
※下水道は、地域内の処理区域全体の認可区域、整備面積(ha)

■主な資源・施設等

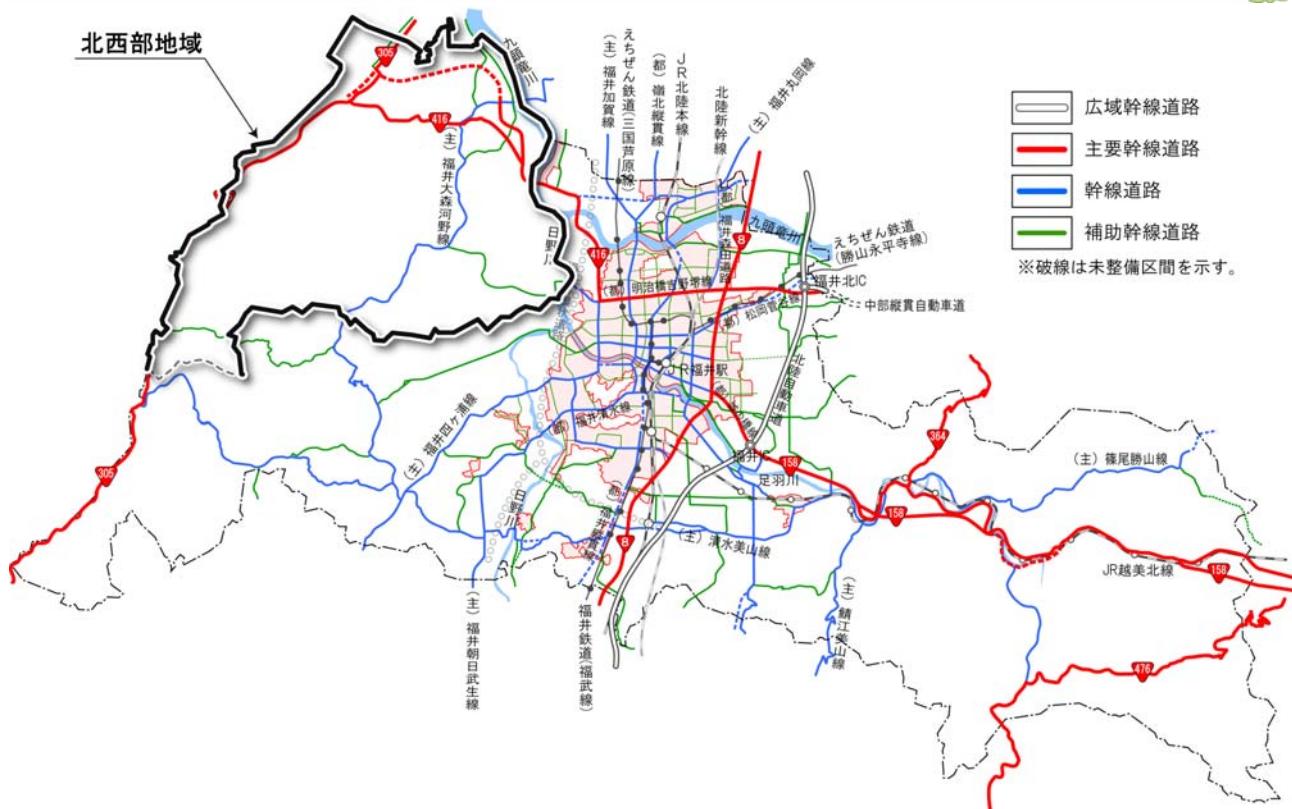
自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・九頭竜川、高須川、七瀬川、片川、三本木川、一光川 ・国見岳、高須山 ・コスモス広苑 ・亀島、鉾島、弁慶の洗濯岩、軍艦島 ・免鳥古墳群、水切古墳群、大味遺跡 ・大安禅寺、法雲寺本堂 ・高須町の棚田 ・三里浜 など	・大安寺小学校、鶉小学校、棗小学校、本郷小学校、高須城小学校、鷹巣小学校、長橋小学校、国見小学校 ・棗中学校、鷹巣中学校、大安寺中学校、川西中学校、国見中学校 ・鶉公民館、大安寺公民館、本郷公民館、棗公民館、鷹巣公民館、宮ノ下公民館、国見公民館 ・川西連絡所 ・すかつとらんど九頭竜、すこやかドーム ・国民宿舎鷹巣荘、鷹巣いこいの広場 ・園芸センター ・臨海消防署 ・大安寺キャンプ場 ・鷹巣浄化センター など	・国道305号 ・国道416号 ・(都)福井港線 ・(都)福井川西線 ・(主)丸岡川西線 ・(主)福井大森河野線 ・三里浜緩衝緑地 ・臨海中央公園 ・三里浜ハマナス公園 ・国見岳森林公園 ・宮ノ下グラウンド ・川西テニスコート など

（２）全体構想における地域の位置付け

- ・北西部では、地域の北側が田園環境共生ゾーン、南側が森林環境共生ゾーン、西側が海岸環境共生ゾーンに位置付けられており、それぞれ適切な土地利用を図ることとされています。
- ・地域の北側の山並みに沿って国道 416 号が、地域の西側の海岸線に沿って国道 305 号がそれぞれ通過しており、地域の北側では(都)福井川西線の整備が予定されています。
- ・地域のほぼ中央では、地域を横断する形で(主)福井大森河野線が通過しています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



北西部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

風光明媚な越前海岸の風景をはじめ、九頭竜川と緑豊かな山々に育まれた田園・里山環境を活かしながら、レクリエーションや体験学習など、四季折々に多様な交流を育むまちづくりを進めていきます。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□産業を支える市街地の形成

- ・工業専用ゾーンであるテクノポート福井は産業を支える拠点として形成された環境を維持・向上

□周囲の自然環境と調和した集落地域の形成

- ・田園や里山環境と調和した快適な居住空間の維持・向上

■交通体系整備の方針

□近隣市や他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

- ・国道 305 号などの円滑な走行性の確保と(都)福井川西線の整備推進
- ・(都)福井港線などの地域連携を強化する都市計画道路等幹線道路の整備推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進

■都市環境形成の方針

□水と緑と花が輝く田園景観づくり

- ☆コスモス広苑やラッキョ畑など福井の秋を彩る景観の創出
- ☆棚田と人々の営みが結びついた文化的景観の維持や緑豊かな里山の管理
 - ・歴史・自然と融和した大安寺周辺の景観保全のため、風致地区指定の検討
 - ・(都)福井川西線などの沿線は、良好な田園景観を維持できるよう野立看板等の規制・誘導
- ☆はさ掛けや海産物を干す光景、板壁の集落景観、奇岩奇勝の海岸景観などの維持・向上
- ☆越前海岸やその背景となる山並み、四季の移ろいを映し出すコナラなどの里山の維持・向上

□憩いややすらぎを与える緑の空間づくり

- ・レクリエーション拠点として国見岳森林公園、三里浜緩衝緑地の機能の維持・向上

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

- ☆七瀬川、片川、高須川、三本木川、一光川の河川や用水などの水辺空間は、憩いの場として地域の特性を活かした維持・活用
- ・九頭竜川や日野川の河川敷の豊かな自然植生の保全

□快適な生活環境を支える下水道の整備

- ・地域の特性を踏まえた手法による汚水処理の整備、改善

■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・治山・治水事業の継続的な実施

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

- ・すかつとらんど九頭竜周辺は路線バスの交通結節点としての機能を活かし、交流機能やレクリエーション機能、日常生活を支える店舗などが集積した地域拠点の形成

□安心して住み良い環境づくり

- ・携帯電話の不感地帯の解消

■新たな交流・連携づくりの方針

□里山の地域資源を活かした交流づくり

- ☆棚田オーナーや炭焼き体験などのグリーンツーリズムや地引網などのブルーツーリズムによる都市と農山漁村の交流・連携の促進

□越前海岸の自然を活かした交流づくり

- ・風光明媚な越前海岸の自然を活かした観光地、水や緑に親しむレクリエーション拠点としての機能の保全・向上、アクセス環境の改善

まちづくり方針図

基礎生活単位



(都)福井川西線などの整備推進

産業拠点の
維持・向上

田園景観の保全
ラッキョ畑の景観の保全

コスモス畑の
景観の保全

緑豊かな
里山の保全・再生

地域拠点の形成

棚田と人々の営みが
結びついた
文化的景観の保全

高須川などの
水辺空間の保全と活用

背景となる
山並みの保全

レクリエーション拠点
としての機能の
維持・向上

国見岳森林公園周辺の
レクリエーション拠点
としての機能の維持・向上

里山の保全
コナラなどの植生の保全



凡 例

- 地域界
- 用途地域界
- 都市計画道路
(破線は未整備区間、歩線を除く)
- その他の道路
(破線は未整備区間)
- 鉄道 (JR)
- 鉄道
- 学校教育施設
- 公共公益施設
- 大規模小売店舗
- 金融機関
(●は銀行、▲は郵便局)
- 病院・医院等
(老人福祉施設は外側に青色表記)
- 都市計画公園

凡例 (土地利用)

- 工業専用ゾーン
- 田園環境共生ゾーン
- 森林環境共生ゾーン
- 集落地域

11. 南西部

(1) 地域の概況

- ・本地域は、本市の南西部、日野川の西側に位置し、南側は越前町に隣接しています。
- ・公民館区では、安居地区、一光地区、清水東地区、清水北地区、清水南地区、清水西地区が含まれます。
- ・清水東地区にはグリーンハイツなどの一団の戸建て住宅地が、清水東、清水南地区にまたがるところには福祉施設や商業施設などからなる複合市街地がそれぞれ形成されています。
- ・これらの市街地以外では、桜ヶ丘団地、コスモスタウン志津が丘などの大規模な戸建て専用住宅団地のほか、里山の裾野を中心として集落が点在しています。
- ・地域の東側の平野部には優良農地が広がり、田園風景を形成しています。
- ・安居地区には福井市総合運動公園が、清水南地区にはふくい健康の森が整備されています。

■都市計画の状況等

		面積 (ha)		都 市 施 設	道路		計画延長 (km)		3.28		
地域全体		7,091.2			改良済延長 (km)		3.28				
・市街化区域		58.9			改良率 (%)		100.0				
地 域 地 区			面積 (ha)		割合 (%)	公園・緑地	(単位 ha)	箇所	計画	供用	
	第1種低層住居専用地域		26.9		45.7		街区公園	0	0	0	
	第1種中高層住居専用地域		12.8		21.8		近隣公園	0	0	0	
	第2種中高層住居専用地域		0.0		0.0		地区公園	1	3.90	3.90	
	第1種住居地域		0.0		0.0		都市基幹・特殊	1	52.00	10.43	
	第2種住居地域		9.0		15.3		その他・緑地	0	0	0	
	近隣商業地域		10.2		17.3		合 計	1	55.90	14.33	
	商業地域		0.0		0.0		1人当り公園面積 (供用)		10.36 m ² /人		
	準工業地域		0.0		0.0		下水道	処理区名	認可区域	整備面積	供用率
	工業地域		0.0		0.0			日野川	3,329.0	2,534.0	76.1
	工業専用地域		0.0		0.0	清水東部		146.4	146.4	100.0	
	合 計		58.9		100.0	合 計		3,475.4	2,680.4	77.1	

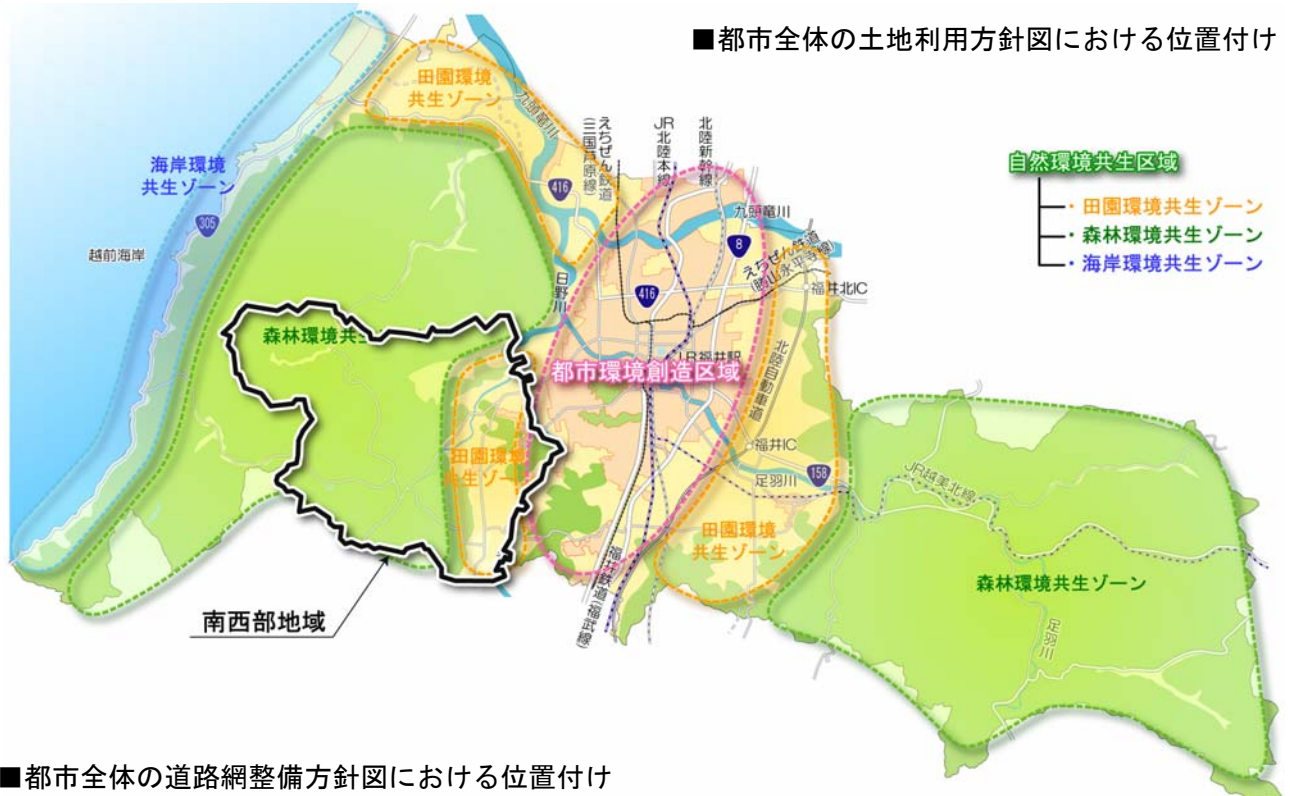
※下水道は、地域内の処理区域全体の認可区域、整備面積 (ha)

■主な資源・施設等

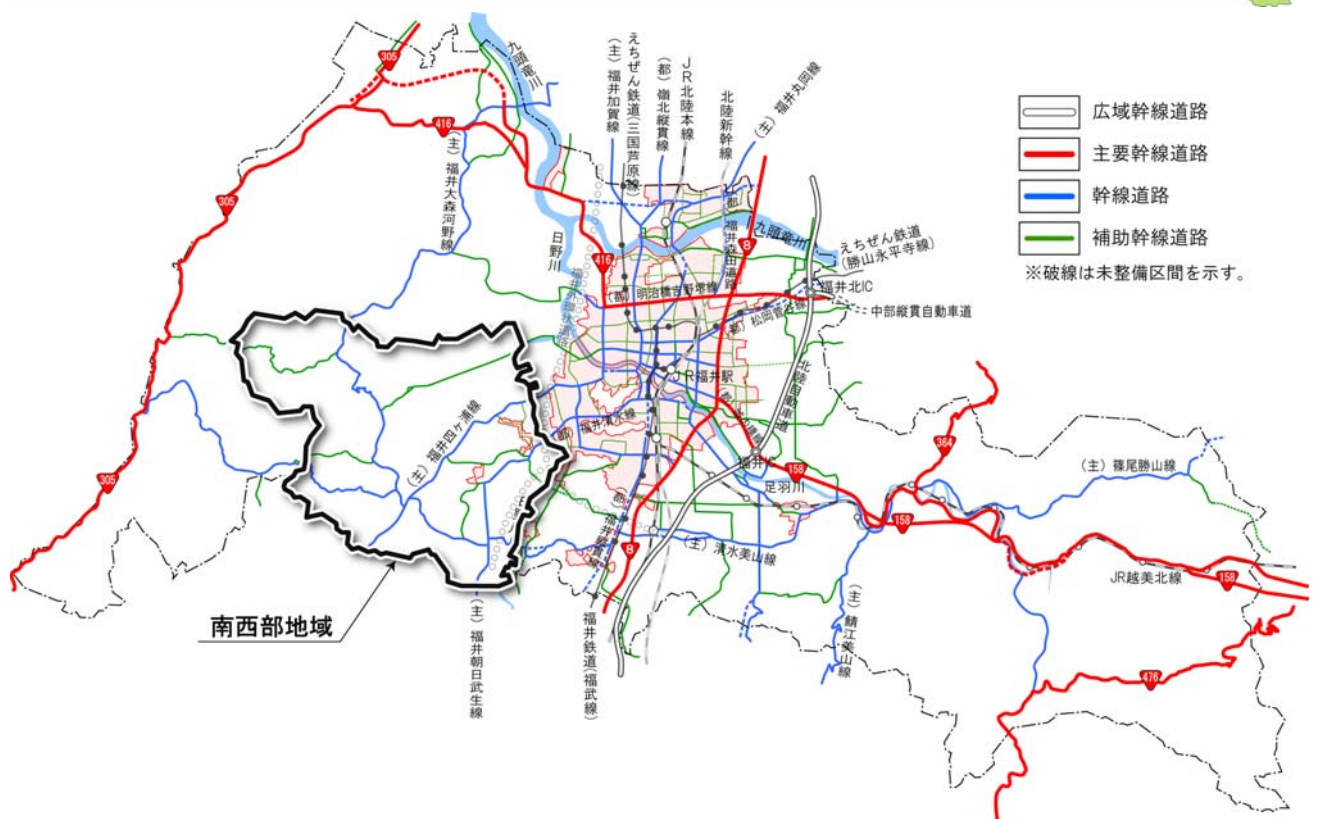
自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・日野川、未更毛川、志津川 ・五太子の滝 ・清水山城跡、三留城跡 ・結城晴朝館跡 ・北堀貝塚 ・御城山古墳 ・在田一号・二号墳 ・賀茂神社脇社祇園社 ・石造八幡神社古式鳥居 ・石造五輪塔 ・小羽山 30 号墓 ・護良親王御滞留伝承地 - など	・清水総合支所 ・清水東小学校、清水西小学校、清水南小学校、清水北小学校、安居小学校、一光小学校 ・安居中学校、清水中学校、一光中学校 ・県立清水養護学校 ・福井県心身障害者コロニー ・ふくい健康の森、SSTランド、きらら館 ・マイファーム清水 ・生きがい創作館マイドーム清水 ・清水図書館、清水郷土資料館 ・地域活性化施設、ミニ交通公園 ・清水社会福祉センター、清水保健センター、清水高齢者福祉センター「ひだまり」 ・清水西部環境センター、清水東部環境センター - など	・(主) 福井朝日武生線 ・(主) 福井四ヶ浦線 ・(主) 福井大森河野線 ・(主) 清水美山線 ・(県) 殿下福井線 ・(県) 清水麻生津線 ・福井市総合運動公園、スポーツ公園、福井フェニックススタジアム ・葬斎場 (聖苑) ・きららパーク - など

(2) 全体構想における地域の位置付け

- ・南西部では、地域の東側、清水東地区に都市環境創造区域（「ゆとりの住宅地ゾーン」、「複合市街地ゾーン」など）が位置付けられているほか、地域の東側が田園環境共生ゾーン、西側一帯かけて森林環境共生ゾーンに位置付けられており、それぞれ適切な土地利用を図ることとされています。
- ・市街地方面と連絡する(主)福井四ヶ浦線や(主)福井朝日武生線の幹線道路が通過しています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



南西部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

山並みに囲まれた田園環境のもと、既存の住宅団地や工業団地と、清水東、清水南地区にまたがる新しい商業・業務・交流機能の集積した市街地が調和したまちづくりを進めます。また、健康づくりの拠点として、福井市総合運動公園やふくい健康の森などのスポーツ・レクリエーション施設の活用を図ります。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□快適な市街地の形成

- ・ゆとりの住宅ゾーンであるグリーンハイツなどの住宅地は、戸建て住宅を中心とした各戸に緑あふれるやすらぎや憩いを感じられる生活空間の形成
- ・複合市街地ゾーンである清水東、清水南地区にまたがる市街地は、暮らしを支える日常生活品店舗、福祉施設や医療施設の公共施設などを集約した地域で生活しやすい環境を形成
- ・甕谷では、既存の工業団地を中心に周辺環境に配慮した産業拠点の形成

□周囲の自然環境と調和した集落地域の形成

- ☆田園や里山環境と調和した快適な居住空間の維持・向上
- ☆都市計画区域外の一団の住宅地は、周辺の自然環境の保全・調和に配慮した良好な住環境の形成
- ・地区南部における地形条件や日常生活圏の連続性、建築活動の現状などをふまえた都市計画区域への編入の検討

■交通体系整備の方針

□他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

- ・(主)福井朝日武生線などの円滑な走行性の確保のための整備・改善
- ・(県)清水麻生津線など地域連携を強化する都市計画道路等幹線道路の整備推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進

■都市環境形成の方針

□地域の個性を活かした景観づくり

- ☆集落の背景となる里山の季節感豊かな景観の維持・向上
- ☆里山に連なる白壁や切妻の伝統的家並みの景観の維持・向上
- ☆良好な田園景観を維持できるよう野立看板等の規制・誘導

□恵まれた自然環境を体感できる緑地空間の活用

- ・スポーツ・レクリエーション拠点として、福井市総合運動公園の機能の維持・向上
- ・レクリエーション拠点として、SSTランド周辺やふくい健康の森の管理と活用

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

- ☆日野川、志津川、七郷用水、五太子の滝などの水辺空間は、憩いの場として地域の特性を活かした維持・活用

□快適な生活環境を支える下水道の整備

- ・地域の特性を踏まえた手法による污水处理の整備、改善

■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・治山・治水事業の継続的な実施

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

- ・清水東、清水南地区の行政サービス機能や交流機能と路線バスの結節を活かし、日常生活を支える商業・業務などが集積した地域拠点の形成

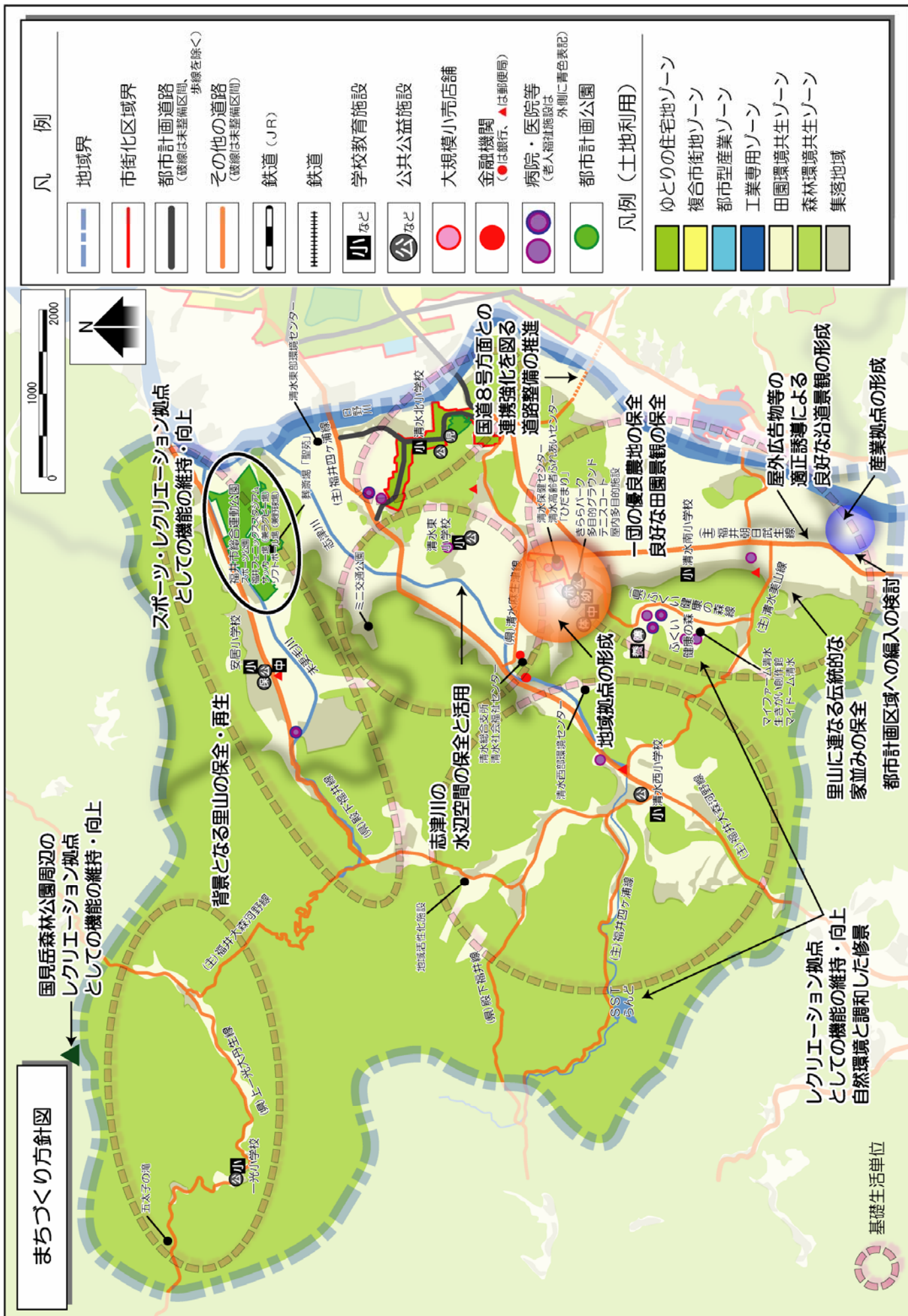
□安心して住み良い環境づくり

- ・携帯電話の不感地帯の解消

■新たな交流・連携づくりの方針

□田園・森林環境を活かした交流づくり

- ☆グリーンツーリズムや体験プログラムなどによる都市と農山村の交流・連携の促進

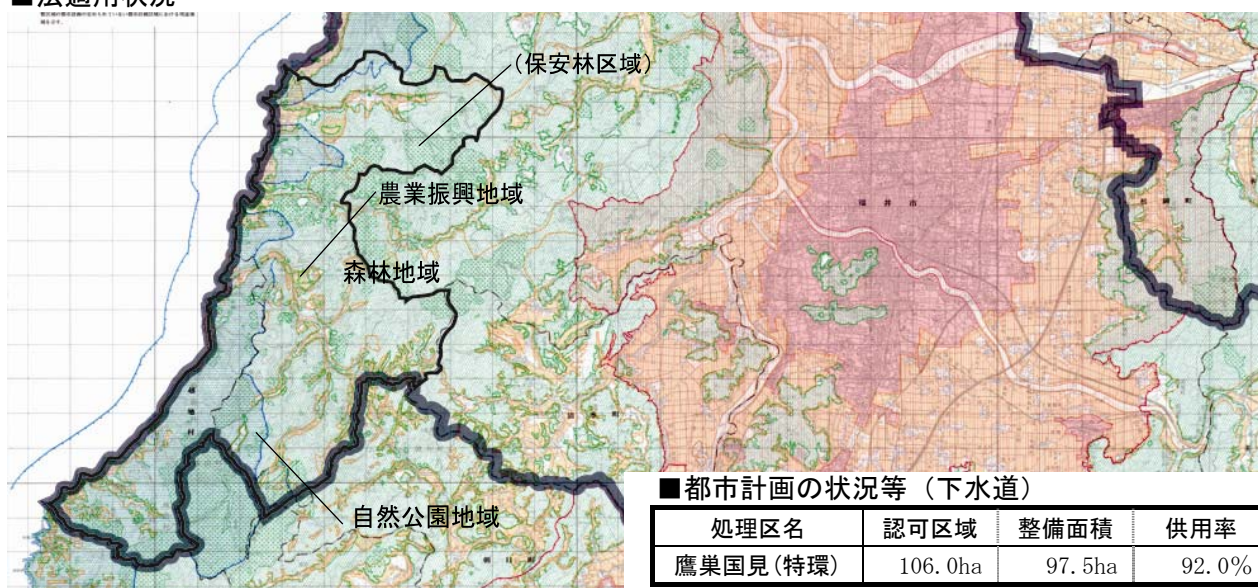


12. 西部

(1) 地域の概況

- ・本地域は、福井市の西部に位置し、南側は越前町に隣接しています。
- ・公民館区は、国見地区、殿下地区、越廼地区が含まれます。
- ・国道 305 号や(主)福井四ヶ浦線に沿って集落が形成されており、これら以外は海岸や森林地域となっています。
- ・都市計画区域はなく、森林地域や農業振興地域、自然公園地域が地域に広く指定されています。
- ・海岸沿いは、越前加賀海岸国定公園に指定され、本市の主要な観光地となっています。
- ・地域内には、越前水仙の里公園や波の華などのレクリエーション施設が立地しています。

■法適用状況



■主な資源・施設等

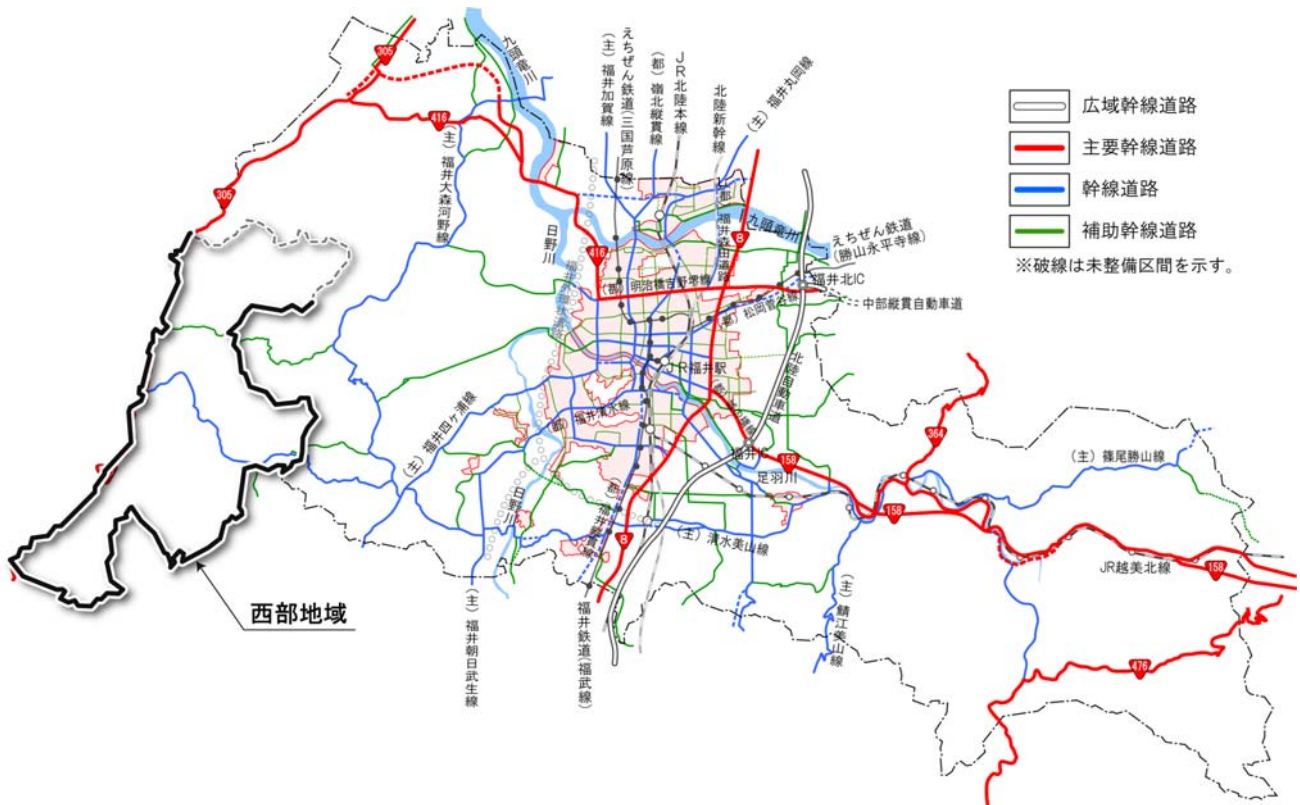
自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・三本木川、一光川、大味川 ・国見岳、高尾山、越知山 ・武周ヶ池、足見滝 ・鯨穴 ・越前水仙群生地 ・弁慶の洗濯岩、雄岩、雌岩、軍艦岩 ・大味遺跡、居倉小浜遺跡 ・城有殿稲葉城跡 ・法雲寺本堂、観音寺石塔、西雲寺など	・越廼総合支所 ・越廼小学校、国見小学校、殿下小学校 ・殿下中学校、越廼中学校、国見中学校 ・越廼公民館、殿下公民館、国見公民館 ・国見連絡所、殿下連絡所 ・ガラガラ山キャンプ場 ・水仙ドーム ・水仙の里温泉波の華、水仙寮 ・越廼ふるさと資料館 ・こしの高齢者ふれあいセンター ・越廼図書館（越廼公民館内）など	・国道 305 号 ・(主)福井四ヶ浦線 ・(県)上一光大丹生線 ・越前水仙の里公園 ・国見岳森林公園 ・越廼グラウンド - など

(2) 全体構想における地域の位置付け

- ・西部では、地域の西側が海岸環境共生ゾーン、東側が森林環境共生ゾーンにそれぞれ位置付けられており、多様な人々との交流の場や貴重な体験学習の場としての活用を図ることとされています。
- ・海岸線に沿って国道 305 号が通過しているほか、(主)福井四ヶ浦線と(県)上一光大丹生線によって市街地方面や市内の他地域と連絡しています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



西部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

風光明媚な越前海岸や緑豊かな里山環境を有する地域であり、海岸部では特徴ある海岸線や水仙をはじめとする地域資源を活かしながら南北の連携を強化し、また山間部では特徴のある農産物を活かして、それぞれに多様な交流を育む活力あるまちづくりを進めていきます。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□周囲の自然環境と調和した集落地域の形成

☆田園や里山環境と調和した快適な居住空間の維持・向上

■交通体系整備の方針

□他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

・国道 305 号の走行性の確保と（主）福井四ヶ浦線などの整備推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進

■都市環境形成の方針

□地域の個性を活かした景観づくり

☆はさ掛けや海産物を干す光景、板壁の集落景観、奇岩奇勝の海岸景観などの維持・向上

☆越前海岸の背景となる山並み、四季の移ろいを映し出すコナラなどの里山の維持・向上

☆自然と歴史が一体となった越知山、西雲寺などの歴史資源等の利活用

・美しい海岸景観を演出する国道 305 号沿線、漁港等の景観整備

☆越前水仙の産地拡大と文化的景観の維持・向上

☆越前海岸やその背景となる山並みの景観の維持・向上

□恵まれた自然環境を体感できる公園・緑地等の活用

・国見岳森林公園や越前水仙の里公園、ガラガラ山キャンプ場のレクリエーション拠点としての機能の向上

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

☆三本木川、一光川、大味川などの水辺空間は、憩いの場として地域の特性を活かした維持・活用

☆武周ヶ池周辺は、緑豊かな山並みと調和した良好な自然環境の維持・活用

□快適な生活環境を支える下水道の整備

・地域の特性を踏まえた手法による汚水処理の整備、改善

■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

・治山・治水事業の継続的な実施、急傾斜地の崩壊防止、新たな建築活動の規制の検討

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

・越前総合支所周辺の行政サービス機能や交流機能を活かし、路線バスの交通結節点としての機能や日常生活を支える店舗・福祉機能などが集積した地域拠点の形成

□安心して住み良い環境づくり

・携帯電話の不感地帯の解消

■新たな交流・連携づくりの方針

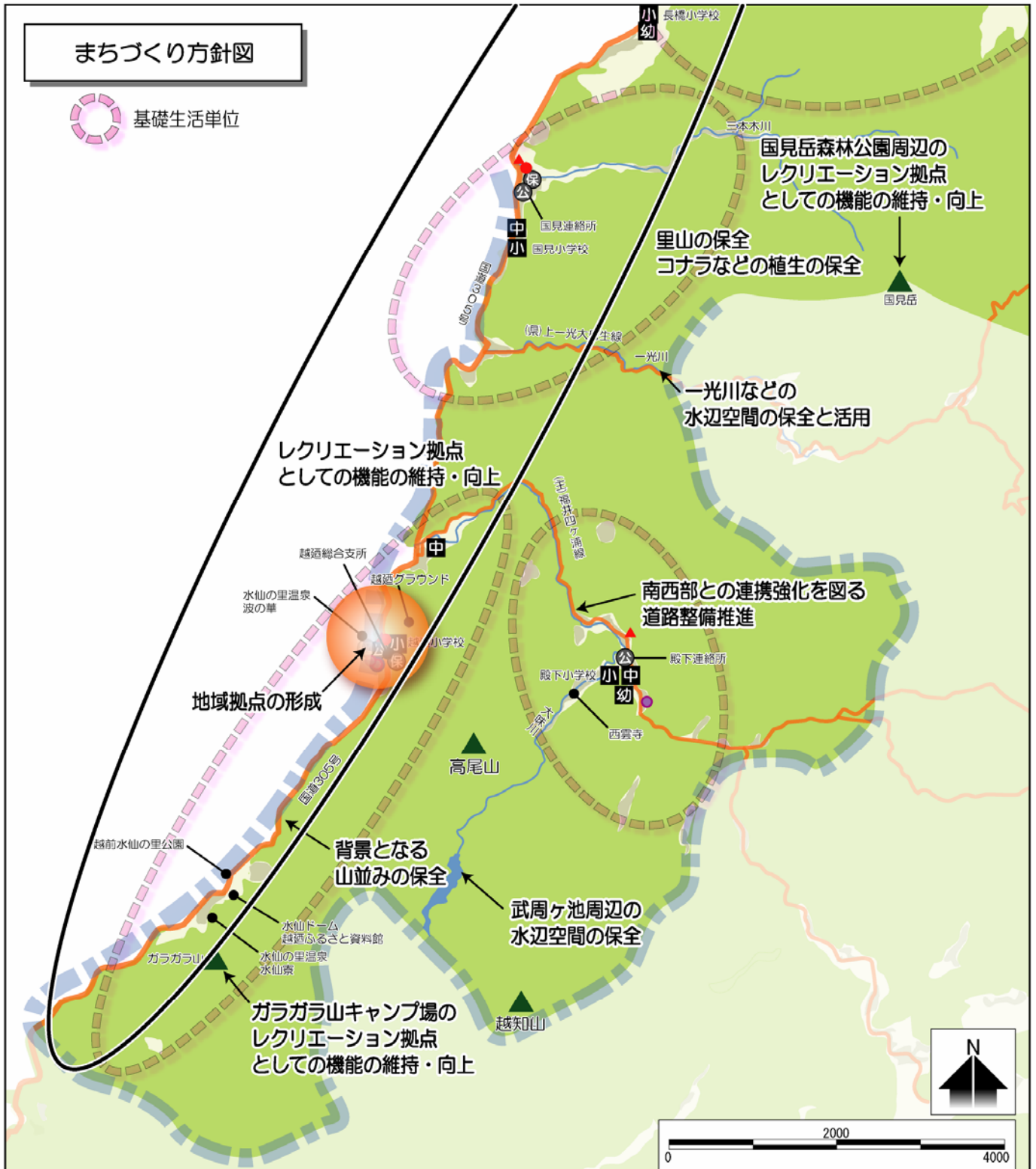
□里山の豊かな地域資源を活かした交流づくり

☆そば打ち、わら細工体験や漁業体験などのグリーンツーリズムやブルーツーリズムによる都市と山村・漁村の交流・連携の促進

□越前海岸の豊かな自然を活かした交流づくり

・風光明媚な越前海岸の自然を活かした観光地、水や緑に親しむレクリエーション拠点としての機能の保全・向上、アクセス環境の改善

まちづくり方針図



凡 例

- 地域界
- その他の道路
(破線は未整備区間)
- 鉄道 (JR)
- 小など 学校教育施設
- 公など 公共公益施設

- 金融機関
(●は銀行、▲は郵便局)
- 病院・医院等
(老人福祉施設は外側に青色表記)

凡例 (土地利用)

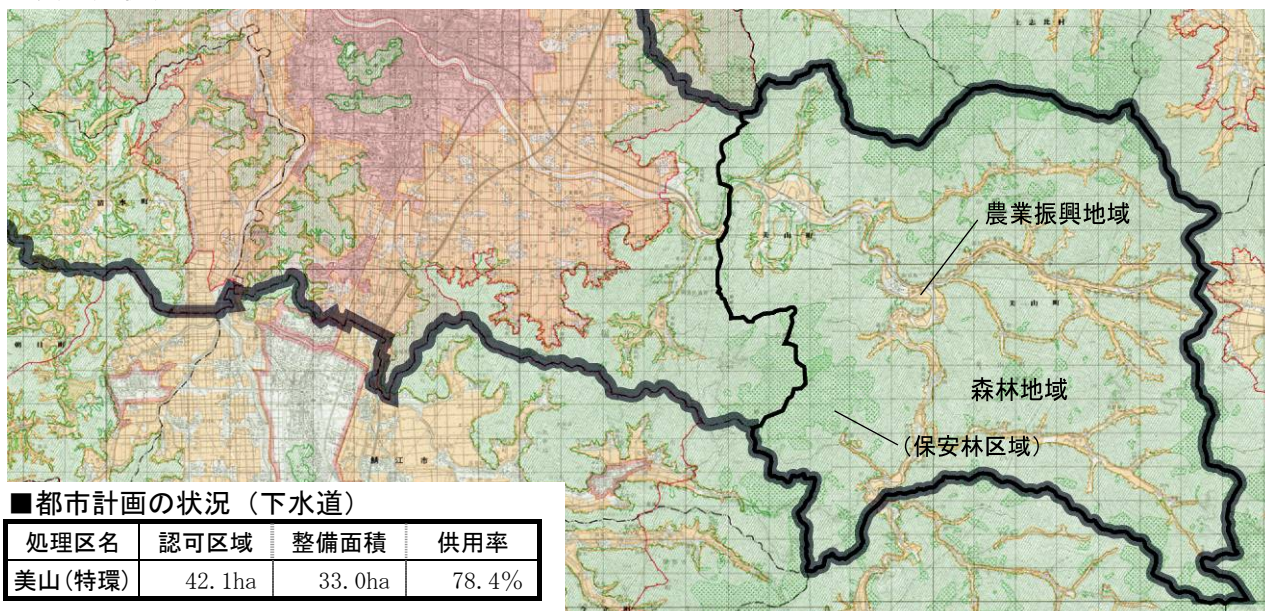
- 集落地域
- 田畑
- 森林

13. 東部

(1) 地域の概況

- ・本地域は、本市の東部に位置し、北側は永平寺町、東側は勝山市と大野市、南側は池田町に隣接しています。
- ・公民館区は、美山地区が含まれます。
- ・地域のほぼ中央を東西に国道 158 号、J R 越美北線が横断しています。
- ・地域の約 90% が森林地域となっており、基幹産業である足羽杉が植林されています。また、山あいの平地には農地が広がり、集落が点在しています。
- ・都市計画区域はなく、農業振興地域や保安林区域が指定されているエリアがあります。
- ・地域のほぼ中央に位置する J R 越美北線美山駅周辺には、美山総合支所をはじめ、小学校や中学校、公民館、文化ホールなどの公共公益施設が集積しています

■法適用状況



■都市計画の状況（下水道）

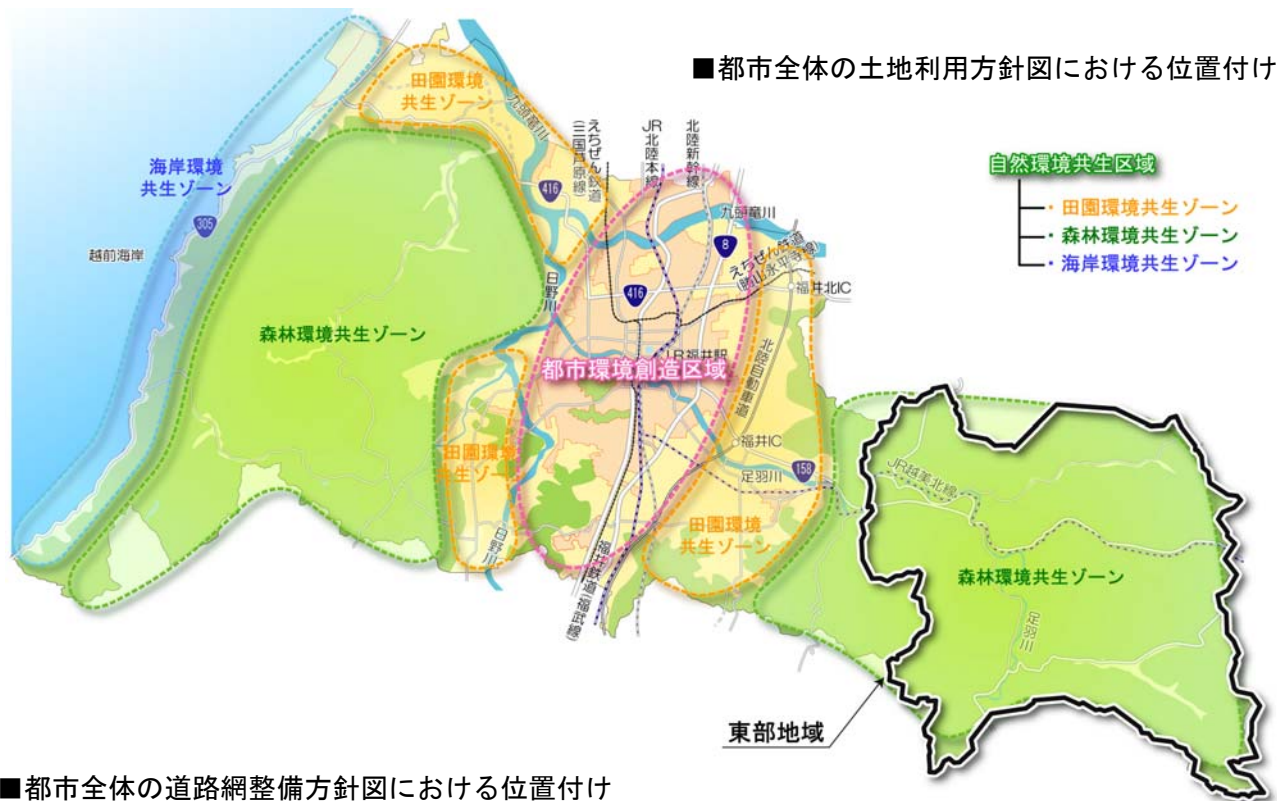
処理区名	認可区域	整備面積	供用率
美山(特環)	42.1ha	33.0ha	78.4%

■主な資源・施設等

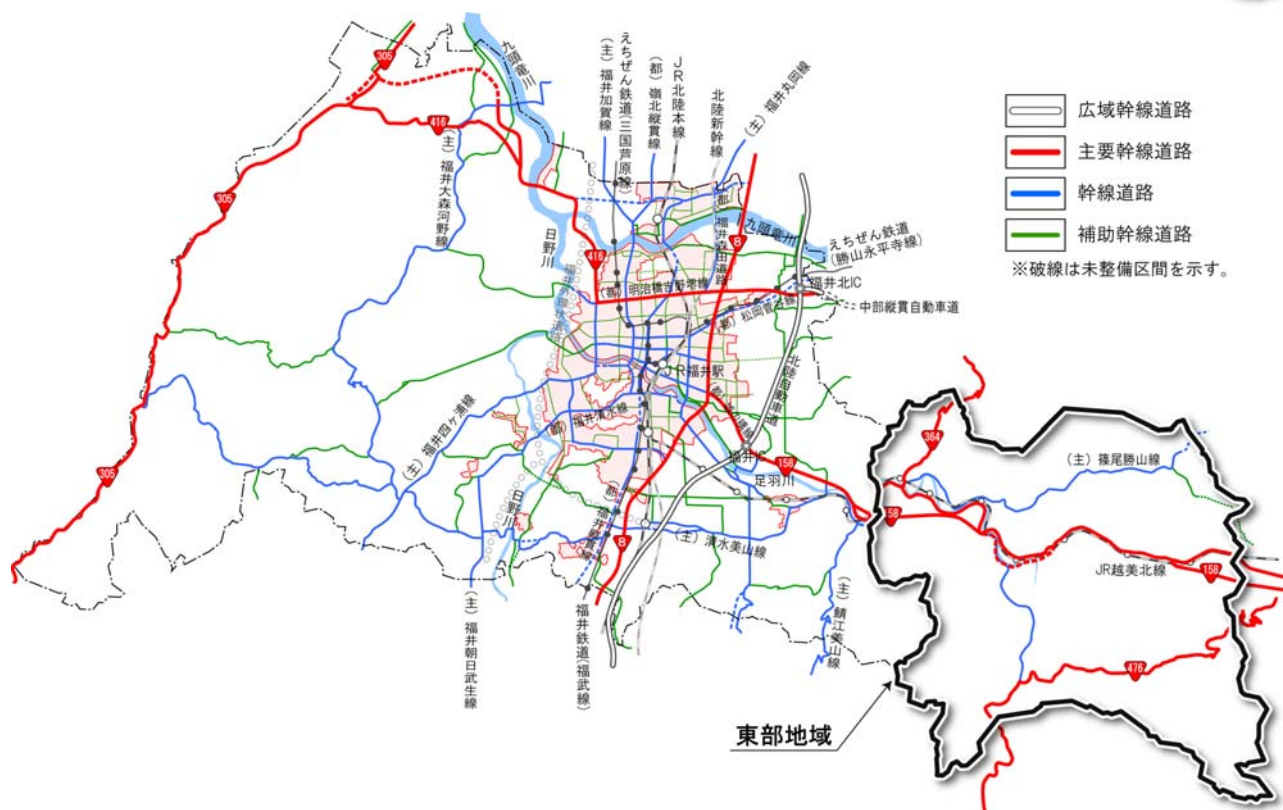
自然資源・歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
・足羽川、大谷川、芦見川、羽生川、上味見川 ・飯降山、剣ヶ岳 ・蓬萊の里 (伊自良氏館跡伝承地) ・樺八幡神社古拝殿 ・聖徳寺 ・河内赤かぶら - など	・美山総合支所 ・美山啓明小学校、下宇坂小学校、羽生小学校 ・美山中学校 ・美山公民館 ・上宇坂分館、下宇坂分館、芦見分館、羽生分館、上味見分館、下味見分館 ・美山図書館 ・木ごころ文化ホール ・伊自良の里資料館 ・ごっつおさん亭、美山そば工房木ごころ ・みらくる亭、伊自良館(温泉)、楽く楽く亭 ・リズムの森、アンデパンダン広場 ・美山トレーニングセンター、美山B & G 海洋センター、美山庭球場「ウイंक」 ・美山浄化センター、羽生浄化センター - など	・J R 越美北線 ・国道 158 号 ・国道 364 号 ・国道 476 号 ・(主)武生美山線 ・(主)篠尾勝山線 - など

(2) 全体構想における地域の位置付け

- ・東部は、地域全体が森林環境共生ゾーンに位置付けられており、森林地域の維持管理・保全、自然を活かしたグリーンツーリズムなど、多様な人々との交流の場や貴重な体験学習の場としての活用を図ることとされています。
- ・主要幹線道路となる国道 158 号や国道 476 号などが通過しており、国道 476 号においては大野市方面へのアクセス性を高める道路整備が計画されています。



■都市全体の道路網整備方針図における位置付け



東部のまちづくり方針



(1) まちづくりの基本的な考え方

山林や足羽川に代表される恵まれた自然環境をはじめ、地域固有の歴史・文化などを活かした、活力ある美山の郷づくりを進めていきます。

(2) まちづくりの基本方針（☆特に地域住民に取り組んでいただきたい項目）

■土地利用の方針

□周囲の自然環境と調和した集落地域の形成

☆山里の自然環境と調和した快適な集落環境の維持・向上

■交通体系整備の方針

□他地域との連携を支える道路環境の維持・向上

- ・国道 158 号、364 号、476 号の円滑な走行性の確保のための整備・改善
- ・地域連携を強化する主要地方道などの幹線道路の整備推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・住民・交通事業者・行政の連携による公共交通の利便性向上と利用促進

■都市環境形成の方針

□自然環境の保全と回復

☆山林、水辺、里地、里山の豊かで多様な自然環境の維持

□地域の個性を活かした景観づくり

- ☆はさ掛けや焼畑など伝統的農業光景や蓬萊の里周辺の歴史的景観の維持・向上
- ☆足羽杉が広がる特徴的な景観の維持
- ☆国道 158 号沿線の野立看板等の規制・誘導
- ☆足羽川と越美北線、山並みが一体となった地域固有の景観の維持・向上

□恵まれた自然環境を体感できる公園・緑地等の活用

- ・レクリエーション拠点としてリズムの森の活用

□暮らしに潤いを与える水辺空間の活用

- ・緑化や修景などによる自然豊かな川づくりの推進

□快適な生活環境を支える下水道の整備

- ・地域の特性を踏まえた手法による污水处理の整備・改善

■身近な生活空間づくりの方針

□自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・治山・治水事業の継続的な実施
- ☆山林、農地の地域での適正な維持管理

□暮らしの豊かさを高める地域拠点の形成

- ・JR 美山駅周辺の交通結節点としての機能や行政サービス機能、交流機能などを活かし、日常生活を支える店舗などが集積した地域拠点の形成

□安心して住み良い環境づくり

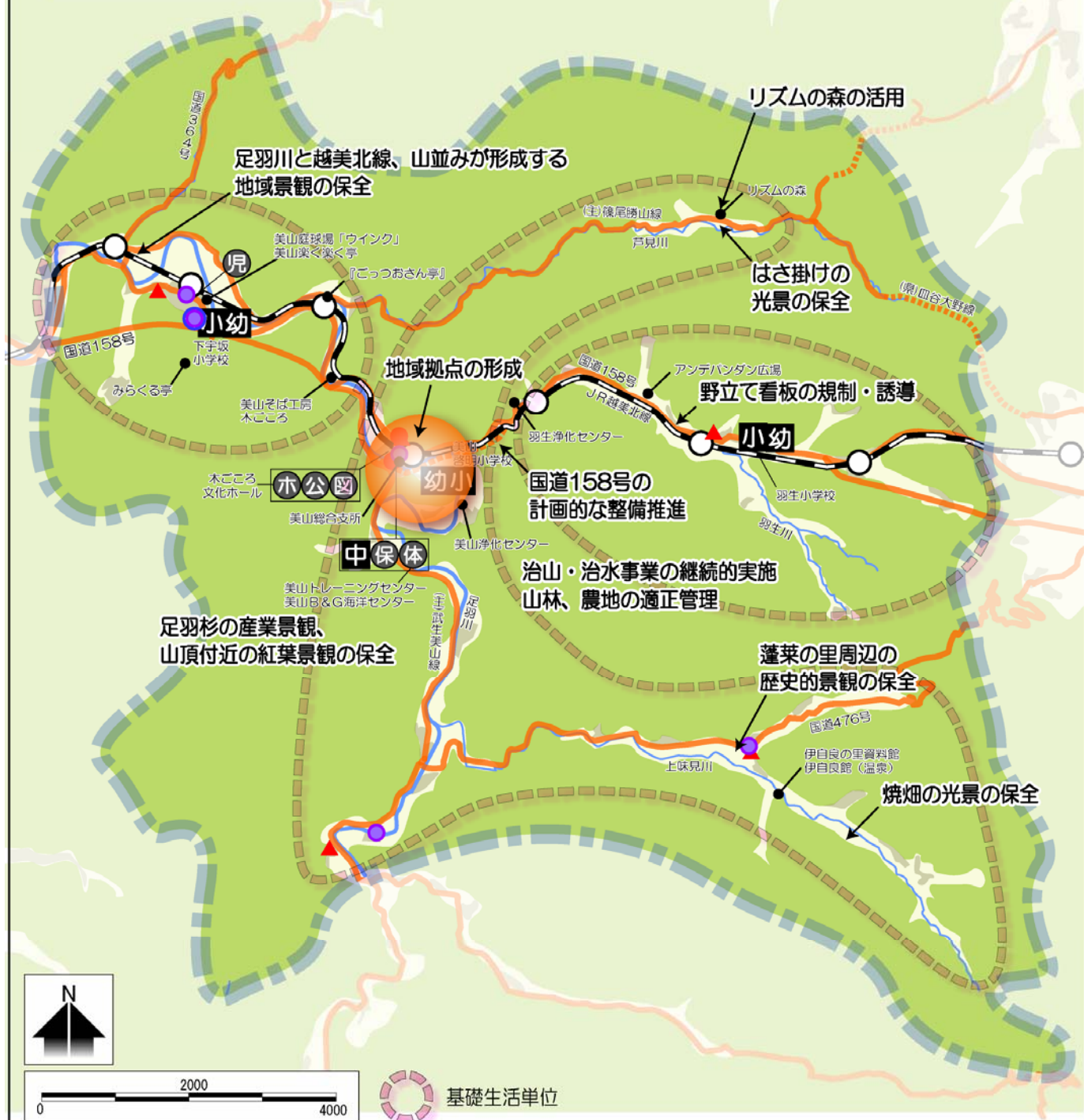
- ・携帯電話の不感地帯の解消

■新たな交流・連携づくりの方針

□山林の地域資源を活かした交流づくり

- ☆そば打ちや河内赤かぶら収穫などのグリーンツーリズムや体験プログラムなどによる都市と農山村の交流・連携

まちづくり方針図



凡 例

- 地域界
- その他の道路
(破線は未整備区間)
- 鉄道 (JR)
- 学校教育施設
- 公共公益施設

- 金融機関
(●は銀行、▲は郵便局)
- 病院・医院等
(老人福祉施設は外側に青色表記)

凡例 (土地利用)

- 集落地域
- 田園
- 森林